

す。

私は、皆様方の御支援を得て、農林水産行政の責任者として、我が国の農林水産業に新たな展望を切り開いていくよう最大限の努力をする決意でありますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長(福田宏一君) 次に、水谷農林水産政務次官。

○政府委員(水谷力君) 農林水産政務次官に再任されました水谷力でございます。

我が国の農林水産行政は幾多の困難な課題を抱えておりますが、堀之内大臣を補佐いたしまして、引き続き全力を傾けてこの難局に当たりたいと存しております。委員各位のより一層の御支援のほどをお願い申し上げましてございさついたします。

○委員長(福田宏一君) 次に、農林水産政策に関する調査を議題といたします。

平成元年度農林水産行政の基本施策について農林水産大臣から所信を聴取いたします。堀之内農林水産大臣。

○國務大臣(堀之内久男君) このたび農林水産大臣を拝命いたしましたが、この機会に一言ございさつを申し上げます。

国際化の進展の中で、農林水産行政が一大転換期を迎えており、その責務の重さを痛感している次第であります。

私は、羽田前大臣の路線を受け継ぎ、関係方面の御協力を得て、この重責を果たすため最善の努力を尽くす覚悟でおりますので、よろしくお願ひいたします。

申し上げるまでもなく、農林水産業は、国民生活にとって最も基礎的な物資である食料等を安定供給するという重大な使命を担っているほか、活力ある地域社会の維持、生きがいの充実、国土、自然環境の保全など、我が国の社会経済と国民生活の土台を支える重要な役割を果たしておりま

したがって、私は、このような役割を担う農林水産業の健全な発展なくして、我が国社会経済の発展はあり得ないと考えております。

しかしながら、今日、我が国農林水産業は多く

の問題に直面しております。

農業については、食料消費の伸び悩み、生産性向上の立ちおくれ、労働力の高齢化などの諸問題に直面しており、内外価格差の是正、保護のあり方等につき内外から強い関心が寄せられております。

このような現状にかんがみ、より一層の生産性の向上を進め、国内での基本的な食料供給力の確保を図りつつ、農業経営の安定を確保するとともに、国民の理解し得る価格での食料の供給に努めることを基本として、諸般の施策を強力に展開してまいります。

また、農業者が将来を見通しつつ、営農を展開

できるような中長期展望を確立するとともに、地域の実態に応じた生産性の向上を図るために、経営規模の拡大、小規模農家をも含んだ生産組織の育成・強化、経営コストの低減、生産基盤の整備等に努めてまいります。また、消費者の多様な需要に対応した高付加価値農業と高品質を生かした輸出を振興してまいります。さらに、農林水産業、食品産業等の生産性の飛躍的向上を図るため、バイオテクノロジー等先端技術の開発、普及等に取り組んでまいります。このほか、消費者対策を総合的に推進するとともに、食品産業対策についても、その体質と経営基盤の強化を図るために、農業との連携強化等の施策を充実してまいります。

今後の米政策及び米管理の方向については、農政審議会の小委員会において、需給及び価格の安定を図るという食糧管理制度の基本的役割を維持しつつ、市場原理がより生かされる仕組みとしていることでもあります。今後、食糧管理制度の基本的役割を踏まえ、報告の方向に沿って、十分検討の上、条件整備を図りつつ、逐次具体的な策を展開

していきたいと考えております。また、水田農業確立対策後期対策については、農政審議会小委員会の報告の趣旨も踏まえつつ、今後の米需給の動向等を見きわめながら検討することとしております。

貿易問題については、現在、ガット、ウルグアイ・ラウンドにおいて農産物貿易をめぐる交渉が進められており、四月上旬には、今後の交渉の枠組み等が決定されたところですが、我が国としては、世界最大の農産物純輸入国としての立場から、食料の安全保障等に十分に配慮した新しい農産物貿易ルールの策定に向けて積極的に参加、貢献していく考えであります。この場合、米については、各国が抱える農業問題及び制度について議論を行う段階になれば、討議するにやぶさかでないという立場ではありますが、我が国における米及び稻作の格別の重要性にかんがみ、国会における決議等の趣旨を体し、今後とも生産性の向上を図りつつ、国内産で自給するとの基本的な方針で対処する所存であります。また、昨年輸入自由化措置等を決定した牛肉・かんきつ等については、その存立を守り体質を強化するための対策の推進に遺憾なきを期してまいる所存であります。

次に、水産業については、二百海里体制の本格的定着による海外漁場の制約の増大、輸入水産物の増加、資源状態の悪化等まさに厳しい状況に置かれています。しかしながら、我が国の水産業は、国民の必要としている動物性たんぱく質の約半分を供給し、健康的で豊かな日本型食生活の一翼を担う重要な産業であることから、長期的視点に立って新しい時代に即応した水産業を確立することが急務であります。

このため、漁業生産基盤の整備、「つくり育てる漁業」の振興、新技術開発の推進、水産物流通加工体制の整備等により、我が国周辺水域の漁業振興を強力に進めてまいります。また、厳しい状況に置かれている漁業経営について、漁業経営指導の充実等を図るほか、粘り強い漁業交渉による海外漁場の確保に努めるとともに、対外交渉における資源調査等を充実してまいります。

以上のよう農林水産施策を推進するため、現在委員会の場におきまして、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

最後に、農林水産業に携わっている方々には、我が国に一億二千万余の人口があり、国民のニ

の、林業生産活動の停滞、国産材と外材との競合等なお厳しいものがあります。一方、国民の森林に対する要請は、ますます多様化し、かつ高度化してきております。

このため、来るべき国産材時代に備えて、木材需要の拡大、木材産業の体質強化等を図るとともに、低コスト林業の確立と国民の多様な要請にこたえた森林整備の推進など森林・林業の活性化に銳意努めてまいります。また、国有林野事業につきましては、一昨年改定強化した改善計画に基づき諸施策を着実に推進し、経営改善に努めてまいります。

さらに、「みどりの日」が制定されたように、国民の「みどり」に対する関心が高まっており、これ

を契機に一層の緑化の推進に努めてまいる所存であります。

最も高品質かつ安全性の重視の段階に達していることから、農林水産業は、バイオテクノロジー等の技術開発の余地が大きいこと、担い手の技術水準が高いことなども考え合わせれば、創意工夫次第で今後とも発展可能性のある産業であることを再認識していただき、一層の努力を賜りたいと考へております。一方、国民の皆様には、農林水産業は自然に大きく影響を受ける産業であり、多くの農林漁家が懸命に生産性の向上に取り組んでいることに温かい目を向けていただきたいと思っております。

以上、このたび農林水産行政の責任者となるに当たり、所感の一端を申し上げましたが、農林水産行政を進めるに当たっては、広く国民の理解と協力を得つつ、来るべき二十一世紀に向か、我が農林水産業の未来を切り開くよう、全力を尽くしてまいりたいと考えております。

委員各位におかれましては、農林水産行政の推進のため、「層の御支援、御協力を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長(福田宏一君) 以上で所信の聴取は終わりました。

本件に対する質疑は午後に譲ります。

○委員長(福田宏一君) 次に、肥料価格安定臨時措置法を廃止する法律案を議題といたします。まず、政府から趣旨説明を聽取いたします。堀之内農林水産大臣。

○國務大臣(堀之内久男君) 肥料価格安定臨時措置法は、肥料の価格の安定化を図るために、肥料の安定供給を図るために、競争関係の中で一層の構造調整を図り、健全な生産基盤を築いていくことが求められているところであります。

肥料価格安定臨時措置法は、肥料の価格の安定を図るため、その取引を適正かつ円滑にするのに必要な措置等を講じ、もつて農業及び肥料工業の健全な発展に資することを目的として、昭和三十九年に制定されたものであります。自來、四度の改正を経て今日に至るまで、この法律に基づき特

定の肥料についてその生産費等を基礎とした価格

取り決めが行われ、肥料の価格の安定が図られてまいりました。また、この法律は、構造改善を進めてきた肥料工業の経営の安定にも寄与してまいりました。

この法律は、平成元年六月三十日までに廃止するものとされている期限法ですが、最近における農業及び肥料工業をめぐる状況にかんがみ、この法律を規定どおり廃止する必要があると考えられます。

これまでのところでも、この法律に基づく価格取り決め措置についても、その見直しが必要になってきております。

このような状況のもとで、農業においては、内外の厳しい諸情勢の中で生産性向上により内外価格差の縮小を図ることが緊要な課題となつております。このような課題に的確に対処していくため

には、重要な農業生産資材である肥料についても、今後、競争関係のもとで適正な供給及び利用が行われることが望ましいと考えられます。

また、肥料工業においては、近年における輸入肥料の増加、緩和基調にある需給動向や供給源の多角化等の国際的な肥料事情の中での輸入肥料が一定の供給源としてある程度参酌できる状況となつたこと等の諸般の環境の変化を踏まえ、今後は、肥料の安定供給を図るために、競争関係の中で一層の構造調整を図り、健全な生産基盤を築いていくことが求められているところであります。

以上、申し述べました理由から、肥料価格安定臨時措置法を規定どおり平成元年六月三十日をもつて廃止するとともに、これに伴う所要の規定の整備を行うこととし、本法律案を提出した次第であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(福田宏一君) 以上で趣旨説明の聴取は

終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○井淳治君 本日は、肥料価格安定臨時措置法を廃止する法律案が審議されるわけでございます。

けれども、これまで行われてきた肥料価格安定制度を政府としてはどのように評価しておられるのか。特に、これまで形成されてきた肥料の価格が高過ぎるという評価があるのかどうか、そのあたりのことについて簡単に御説明いただきたいと思います。

○政府委員(吉岡隆君) 肥料価格安定法は、御承知のとおり農業生産にとって、不可欠な、基礎的な資材でございます肥料の価格安定を図る、そういう目的で適正かつ円滑な取引に必要な措置を定め、究極的には農業経営及び肥料工業の健全な発展に資する、こういう目的で昭和三十九年に制定された法律に基づきまして、特定肥料につきまして生産費等を基礎にした価格取り決めが行われまして、肥料価格の安定が図られてきた、また他方で、肥料工業の構造改善の円滑な推進にも寄与してきた役割について認識をいたしているところでございまます。

価格が高値安定されていたのではないかということがよく疑問として提起されるわけございまが、若干具体的に申し上げさせていただきますと、私どもこの法律のもとでのそういうたったの価格取り決めが高値安定されてきた理由から、肥料のメーカーがこれまで相手にいて、過去の価格の推移がどうであったか、特に他の諸物価に比べてどうであったかといふうに考えておったということです。

○井淳治君 私も肥料の価格は高くなかったとおも、今後、競争関係のもとで適正な供給及び利用が行われることが望ましいと考えられます。

また、肥料工業においては、近年における輸入肥料の増加、緩和基調にある需給動向や供給源の多角化等の国際的な肥料事情の中での輸入肥料が一定の供給源としてある程度参酌できる状況となつたこと等の諸般の環境の変化を踏まえ、今後は、肥料の安定供給を図るために、競争関係の中で一層の構造調整を図り、健全な生産基盤を築いていくことが求められているところであります。

以上、申し述べました理由から、肥料価格安定臨時措置法を規定どおり平成元年六月三十日をもつて廃止するとともに、これに伴う所要の規定の整備を行うこととし、本法律案を提出した次第であります。

○委員長(福田宏一君) 以上で趣旨説明の聴取は

また、最近の状況で申し上げますと、法律の対象となつております三肥料、硫酸、尿素、高度化成肥料でございますが、この三品目と他の主要肥料の値動き等を比較いたしましても、六十一年度以降で見てみると、法対象の品目は約二〇〇%の引き下げ、一般的の、法対象以外のものについても、六十二年度で一〇〇%の引き下げというような比較になつています。

この状況になつて、これは農村物価調査によるデータでございますが、これを同じ物質によります生産資材の総合指数、同じく五十五年を一〇〇として、六十二年度で九三・五という数字になつておられるわけございますが、高度化成はこれを若干下回る程度でござりますけれども、肥料価格の変動はこれをならす効果があつたと、また国際価格が変動をある程度しやすい要素を持つてゐるわけござりますけれども、国内の肥料価格の変動はこれをならす効果があつたと、も、硫酸、尿素についてはかなりこれを下回つてゐるというような関係に相なつておられる状況でござります。

○政府委員(島山襄君) 化学肥料工業の現状についてということになりますけれども、化学肥料は製造業の出荷額は御案内のとおり五千億円強といふことでござります、若干のダブリ計算もござりますが、それが、化學工業全体に占める比率は三%程度で低うございますけれども、農業生産に必要不可欠な生産資材を供給するといへ、そういう産業でございますので、またその一部はコンビナートの中で水素等を供給するユーティリティーセンターとしての機能を果たすといふようなことをございまして、國民經濟において非常に重要な役割を占めておるというふうに考えておるわけですが、

個々の企業のこの部門の利益の数字を申し上げるわけにいきませんけれども、私ども承知いたしております、企業が部門で計算しております数字から見ますと、この肥料部門の利潤の状況というのは極めて厳しい状況になつておる。端的に申し上げればおおむね赤字になつてゐるという状況でございます。

○一 井淳治君 今非常に厳しい状況に置かれていることの御説明があつたと思いますけれども、この法律の廢止後に急激な変動が起こるとよくなないいろんな影響があると思います。肥料の供給や流通や利用を円滑に進めるためにどのような対策をお考えになつておられるのか、御説明いただきたいと思います。

○政府委員(吉國隆君) 私ども、この肥料が重要な生産資材であるということから、国内におきましても健全な肥料の生産基盤というものが育成されていくことが大切であるといふに考えておりますし、また現在の国際競争の状況からいたしますと、輸入肥料もある程度含めた安定供給体制というものを考えていくことが、少なくとも当面は必要であろうというふうに考えている次第でございます。

なくなつた後の一わば競争条件の作用する中での合理化といふものを生産、流通の両面にわたつて進めときながら、そいつた健全な供給体制といふものを確保していくことを基本にして進めていきたいというふうに思つてゐるわけでございますが、具体的にそいつた体制に向けまして混乱を防止しつつしていくという意味で、一つは肥料の需給見通し、これを作成して安定的な需給に資してまいりたいというふうに思つております。また、国際的な原料を含めた肥料の需給等についても情報を収集し、これを関係方面に提供していくくといふような努力も行つてまいりたいとふうに考えております。

また、流通面につきましても、なるべく合理化

また、流通面につきましては、なるべく合理化を進めていく必要がございますので、例えば交錯輸送ができるだけ排除していくという問題でござりますとか、あるいは粒状配合飼料につきましては、やつておりますけれども、そういう形での努力も進めていきながら、なるべく合理的、効率的な形での生産、流通体制というもので健全な供給体制が確立されていくように努力してまいりたいというふうに思つて、この次第でございます。

○一井淳治君 これまでは生産業者、販売業者の話し合いということを行われておったわけですが、いますけれども、今後円滑に生産、供給、流通が進んでいくためには、メーカー側あるいは流通の側あるいは需要家の側、そういった各方面の情報

○政府委員(吉國隆君) 私ども從来、今先生お尋ねになりましたような意味では肥料協議会といふものを持っておりまして、制度の基本的な変わり目でございますとか、そういう場合には肥料の関係業界あるいは流通業者の方々、輸入業者も加わつていただいております。また、需要側である農業者団体の方々、こういった関係者にお集まりいただきましたし、突っ込んだ御相談をしていただく

そういうようなことをやってまいっております。今後、この法律改正後にそういったことをやつた必要があるのでないかという御趣旨でつたかと思いますが、私どもも特に肥料の国際給等の問題もときどきの変動ということがあり、それでございますし、そういう意味で、特に肥料の需給なり価格なりあるいは流通なり、ういった問題について大きな問題が出てくると思うような際には、そういった関係業界でお集まりをいただいて御相談いただくというようなことを必要であらうというふうには考へておるわけですが、ございまして、先生今御指摘のような御趣旨も頭を置いておるつもりであります。

○一井清治君 協議会と申しましようか、懇談會と申しましようか、そういう場が必要でありまし
た、またそういう方向へお進めくださるとのございりますけれども、将来、肥料の業界は整
をしていくことも起こるのではないかと想われます。そういたしますと、そ
うな協議会なり懇談会には、やはり労働組合の代
表者の方も加わってもらつた方がいいというふうに考
えますけれども、いかがございましょうか。

○政府委員(島山謙君) 御指摘のとおり、肥料業の構造改善に伴います雇用の問題、これは非常に重要な問題でございますので、農林水産省と御相談しながら、御指摘の肥料懇談会とでも言べきその会議体の中には、雇用問題について浩々しい方をお入りいたくような方向で検討をされてまいりたいと思ひます。

○一井淳治君 ゼひとも労働組合の代表の方を入れていただきたいというふうに要望申し上げたてまつります。

次に、今後この法案が廃止された場合の業界

問題でござりますけれども、販売業者と個々の生産業者との間の価格交渉が行われるというふうになると思います。そういう中で、販売業者とすれば全農が最大手で七〇%のシェアを持つていて、いうふうに聞いておりますけれども、非常に個々の生産業者に比べるとでかいわけでありまして、その優越的な地位を利用して、弱小メーカーに対しても不適な値下げを要求するようになるのじゃないか。また、商社系の場合は非常に厳しい経済戦争をやっておりますから、やはり弱小メーカーを泣かせるようなことが起るのじゃないかと、いう心配がありますけれども、その点についてはいかがでございましょうか。

○政府委員(吉國謙君)お詫しのようだ。法律改
正後は販売業者と個々のメーカーとの価格交渉と
いうことになるわけでございます。
御指摘ございましたように、全農の比重といふ
ものが現状で七割といたことで、かなり高い比重
になつてゐることは事実でございます。全農サイ
ドとしましては、当然のことながら農業経営の安
定という面から、メーカー・サイドに対しまして企
業努力を要請しながら、できるだけ安い価格で買
い付けてできるような価格交渉を進めていくといふ
ことにならうと思うわけでございますが、メーク
ーによつてこの価格に差をつけていることは、
実際問題としてはなかなか全農サイドとしても起
こりにくい。あるところから安く買つてゐるので
あれば、ほかの高いところから買うというところ

常語のいふところが説明がつかないと、いう状況にもなるうといふに思いますし、相手によって、同じ物に対しても、価格差をつけるというようなことは余り起こり得ないのではないかといふに、私ども考えておるところでございます。

なお、そういう面でもし不当な問題があれば、私ども必要な指導はしていく必要がありますけれども、通常、そういうふうには思っておりますけれども、通常私ども考えておるところでございます。

○一井津治君 肥料業界は相当な過剰設備を抱え

ているわけでござりますけれども、この法の廃止後にメーカーの間の競争が非常に激化して、一部ダンピング等が行われまして弱小のメーカーが追い落とされるのじやないかというふうな心配もございます。もしそういうふうになりますと、地域の雇用や経済に対する影響は非常に大きいわけでござりますけれども、そのあたりのことについてはどうなお考えでございましょうか。

○政府委員(畠山襄君) 確かに、御指摘のような懸念は存在するわけでござりますけれども、他方、中小のメーカーは総合的な化学メーカーに比べまして、何と申しますか、小回りがきくという面もございまして、したがいまして農家のニーズにより即応した、例えば多品種少量生産への適応性にすぐれているというようなことがあるうかと思ひます。ですから、そういう特性を利用してございまして、これから厳しい競争にそれなりの特異性を發揮していただきたいというふうに思つておるわけでござります。

○政府委員(吉國隆君) 私どもも、今先生御指摘のように、消費者の立場あるいは農業生産者の立場からいたしましても、肥料の国内における健全な供給基盤というものが大切であるというふうに考へておきます。

御承知のよう、国際価格と、いうものも不安定性を持つております。また品質の面で、我が国の農業は特に土壤条件も非常に多様でございますし、また作物も多様であるといふの中、我が国の農業生産のニーズに即した、品質のすぐれた肥料の供給ということが円滑に行われるということも非常に大切であるといふに私ども考へておるところでございます。現状では、国際競争性を持った肥料の供給ということが円滑に行われるといふに私ども考へておるところでございます。

肥料の供給ということが円滑に行われるといふことにも非常に大切であるといふに私ども考へておるところでございます。現状では、国際競争性を持つております。また品質の面で、我が国の農業は特に土壤条件も非常に多様でございますし、また作物も多様であるといふの中、我が国の農業生産のニーズに即した、品質のすぐれた肥料の供給ということが円滑に行われるといふことにも非常に大切であるといふに私ども考へておるところでございます。現状では、国際競争性を持つております。また品質の面で、我が国の農業は特に土壤条件も非常に多様でございますし、また作物も多様であるといふの中、我が国の農業生産のニーズに即した、品質のすぐれた肥料の供給ということが円滑に行われるといふことにも非常に大切であるといふに私ども考へておるところでございます。

肥料の供給ということが円滑に行われるといふことにも非常に大切であるといふに私ども考へておるところでございます。現状では、国際競争性を持つております。また品質の面で、我が国の農業は特に土壤条件も非常に多様でございますし、また作物も多様であるといふにも思ひますし、国際競争力もつけた形での、国内での健全な供給基盤の育成ということを心から念願している次第でございます。

また、内需の確保というような面につきましては、今の国際競争力の現状からしますと、当面は

そういう状況の問題といふのはないのかもしれませんけれども、歴史的に言いましてもそういう問題が生じかねないといふことが確かにござい

ますので、そういう面につきましては輸出貿易管理令の制度もあるわけでございますが、通商産業省とも御相談しながら、そういった海外への供

給との関係で、国内での供給に支障を来すことのないような方法について必要な措置を講じてまいりたいというふうに考へておる次第でございます。

○一井淳治君 肥料価格が暴騰するということが

万々が一にも起ると大変でございますけれども、国民生活安定緊急措置法の発動というふうなことはどうなんでしょうか。

○政府委員(吉國隆君) 一般論として、ただいま

のことは、国際価格を見ますと肥料価格といふものは非常に暴騰する暴落するといふことがあるよう

ですけれども、仮に我が国内でそういうふうに肥料価格が暴騰するといふことが起こるようになりますと、農家の大部分は小規模農家でございまますから大変な危機にさらされるんじやない

か。今後、我々の生存に必要な食料の安定確保の

ためには、やはり肥料価格の安定ということが非常に大事ではないかといふに思いますけれども、そのあたりについてはどのような対策をお持ちでございましょうか。

○政府委員(吉國隆君) 先生御指摘のように、原

材料の国際価格等も変動する中で、肥料価格があ

る程度の変動というのは避けられない点があろう

といふに思うわけでございます。

基本的には、自由な競争原理の中で肥料価格が

形成されるという形に移行するわけでございます

ので、従来に比べて、安定度の点で問題が出ない

か。開発途上国なりあるいは社会主義国家での肥

料生産というのもかなりふえてまいっております

し、また将来におけるF·A·O等の見通しにおき

ますと、長期的には緩和基調にあるのではないか

と、いうふうに思つております。そういう意味

で、特に肥料価格に急激、大幅な変動といふこと

は余り起こらないことを期待いたして

いるわけでございますけれども、ばら輸送によつ

て輸送経費の節減ができるかというよ

うな状況にあります。そこで、肥料の末端価格を下げ

ていくというためには流通経費を削減する。肥料

は重いですから流通経費を削減するということ

は、非常に重要であるということはかねてから指

摘されておるわけでございます。そのためには、

いくというたまには流通経費を削減する。肥料

は重いですから流通経費を削減するということ

は、非常に重要であるということはかねてから指

摘されておるわけでございます。そのためには、

いくというたまには流通絏費を削減する。肥料

は重いですから流通絏費を削減するということ

は、非常に重要であるということはかねてから指

二三八

私も、ただいま一井委員の質問の冒頭でお話がございましたように、この価格安定臨時措置法、こういうものがこれまで果たしてきた役割というようなものについてお伺いしたいわけでございますが、先ほど来局長からのお答えもございましたので、私は逆に功罪——功罪というかデメリット、というふうなことについて伺ってみたいと思うんです。

さかやはり高値安定を続けさせた功罪があつたのではないかということをございますが、それに對する答弁は先ほどありましたので、価格の問題は後にいたします。

この果たしてきた役割という功罪の分ですね。独禁法の適用除外として、価格カルテルというものによってそれが一つの保護政策という形で業界をフォローしていたとするならば、いろんな形での設備の更新とかあるいはまた技術開発というようなものにおくれを来たのではないかというふうな、こういう果たしてきた役割というのがとかく論評されますが、そういうものが考えられるでしょうか、られないでしょうか。こういう形でお伺いしてみたいと思います。

○政府委員(畠山義君) 一般的に、政府が経済活動に介入いたします場合に、この肥料も一例でございますし、あるいは石油でござりますとか石油化

化学でござりますとか、そういう場合に常に言われることは、冷たい風にその産業が当たらないものだから、今御指摘のようにかえって合理化がおくれるのじやないかというようなことでござります。

それで、これは非常に難しゅうございまして、私ども必ずしも政府がかかわり合います場合に、その産業を保護するためにかかわり合っているというふうには思つておりませんで、例えばこの場合でも、農産物価格の長期的な安定を目的としたことではございますが、御指摘のように、

反射的に何となくぬるま湯につかるような部面が
出て二な、とは限つた、つけでござります。

そういう状況だからなかなか合理化もできない、だからしたがって、ほっておいても合理化もできないような厳しい状況にあるときに介入していくという部面が多いわけでございまして、この場合も農産物価格の長期的な安定、そのため肥料の価格を長期的に安定させるという目的でやっているわけでございますけれども、そのときに反射的な効果として、少し価格が安定するがゆえに合理化努力を怠つたことがないかということです。と、そういう企業が全くなかつたということでもないのだろうと思ひます。

もお詳しいようになわせて構造改善を実施してき
ているということをございまして、先ほど来御説
明申し上げたような実績がだんだん上がってきて
いるわけでござりますから、この制度の陰で合理
化努力が非常にくれたというようなことはな
つていないのでないかというふうに考えており
ます。

○刈田貞子君 合理化あるいは再編成の問題等に
ついては、後ほど時間があればまた伺わなければ
ならないところでございますが、農水省の方にお
伺いいたします。

先ほどの価格が高値安定したのではないとい
うテーマですけれども、先ほどの局長の答弁では
ならないところでおざいます。

値上がり幅を抑制しつゝやつてきた、こういうことですね。それが一点確かに効果としてあつたであらうといふうに思いますが、あわせて変動時に価格をならしてきただということを言われた。これは、確かに交渉に当たつて全国の統一価格というものが採用されていた関係上価格がならされてきていたということは認めます。

そこで、そういたしますと、今度この法律を廢止することによって逆に価格の地域間格差というのでしょうか、そうしたものが逆に出てきてしませんか。力関係ないしは競争力が働くことによつ

て逆に地域間格差が激しくなりやしませんかとい
う疑問がございますが、これはいかがでしよう

○政府委員(吉國隆君) 原理的には、先生おっしゃいますように、この法律廃止後個々の販売業者、個々のメーカーの間での価格交渉ということになつてまいりますので、いろいろな当事者間での契約が起り得るわけございまして、その間の価格がそろうという保証はないわけでござります。また、そういうことから地域間の格差が出るということも起り得ない話ではないというふうに私ども考えております。

たた 豊國新統の場合は、私どもの承知している限りでは、そういった地域による価格差が生じないような、各メーカーとの間で、全国どこの地域でも着地オーバーレールで共通の価格になるような価格交渉をやっていくという方針をとっている。というふうに聞いているわけでござります。将来における流通コストの低減というようなこととの関係で、先ほどもいろいろ新しい流通形態が生まれてくるのではないかということも申し上げたわけですが、一概に価格差が出てくるといふことを統制しようとして、そういう合理化の方途がふさがれるという関係もあるうかと思いまますので、一概に私どもそろえるべきだというふうに考へることもできないなというふうに思つております。

同じ農産物の生産でそういった余り大きな格差が出るということは好ましくない面も確かにありますので、今後の流通の指導なりにつきまして、そういった両方の視点を頭に置いて必要な指導等には努めてまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○刈田貞子君 今回のこの法律廃止に当たっては、現場の農業者からの廃止論がかなり強かつた

やに聞いておりますけれども、その意識の中には、生産者のコスト意識というものが非常に根づいてきたということに運動するものだらうというふうに思ふんです。そういたしますと、やはりこ

の法律を廃止する暁には、肥料価格というものが生産現場にやっぱり安く提供されていく、そういう

う現象が起きてこなければ意味はないわけです。
そこで、いろいろ価格の問題が気になります。
通産省にお伺いするんですが、私、時間たくさん
持つていらないものですから大変飛び飛びで恐縮で
ですが、価格の問題でいわゆる肥料原料価格が、今
度大変にいろいろな形でストレートに肥料そのも
のにかかるのではないかという思いがあります。
特に、肥料原料等は原油価格そのものの価格と
か、それから今動いている為替相場の動き、こう
いうものをもろに受ける場面だらうというふうに

そこで、先ほどもお話を出ておりましたけれども、この現行法がもしなくなつた後に肥料価格が高騰しなければならないような、そういう何といふんでしようか、場面になつたとき、通産省としては業界をどのように御指導なさるおつもりでしょうか。これは考えられる要件じゃなかろうかと私は思うんですが、いかがでしようか。

○政府委員(畠山襄君) 御指摘のように、今後は法律がなくなりまして、これまでの法律が期待をいたしておりました長期的な肥料価格の安定という法的な枠組みはなくなるわけでございますから、今後の価格形成は、御指摘のようにプライスメカニズムを基本として行われざるを得ない、また行われた方がいいという両方の側面があるわけでございます。それで御指摘のようなケース、つまり価格が暴騰したようなケースというようなときは、一般的な物価上昇も起こるわけでございましょうから、先ほど農林水産省の方からもお答えがございましたような、国民生活安定緊急措置法の発動も検討する。要牛に該当するかどうかといふ

うときは、そのことはその場になつて判断してみないといけないと思いますけれども、そういうこ

とも勘定するということであらうと思ひます。ただ、そういう状況になる前の、その要件に該当するような前の状況といいますのは、やはり今回こういふ選択をするわけでござりますので、こ

の選択を今回こういうプライスマニエニズムに任せようという選択をする際の、まあニーザー側の御認識と、少なくともニーザー側の御認識としては、昨今の肥料の需給、なんか輸入を含めたような肥料の需給状況、それから基本的な肥料の原材料の価格の動向、その需給状況、そういうものから考えると、恐らくこの法律を廃止してもある程度の価格の安定といいますか、むしろ低下が期待できる。そういう判断のもとにこういうプライスメカニズムの方に依存していくこうという、そういう選択をなされたわけでございましょうから。

だけれども、法律の存在するときのような、いわば法律が存在するときのような価格安定を期待したいという、その両方をとるというのはちょっとなかなか難しいんじゃないかというふうに思う次第でございます。

ただ、冒頭に申し上げましたように、高騰につきましては、政府としてきちっとした対策を講じることを検討しなくちゃいかぬと、そういう立場でございます。

○刈田貞子君 私がつらつら勉強するに、そこのところが今回は一番心配な部分だというふうに思っています。でなければこの法律を廃止することの意味もなくなってしまうわけでござります。

そこで、これは農水省の方にお伺いするわけですが、肥料対策協議会の報告等を見ますと、法を廃止するに当たって無用な混乱等を未然に防止するために、こうすることで過渡的な経過措置をいろいろ講ずるべきではないかというふうなことが報告書にも出ておりますね。例えば、農水省では今の価格高騰等に備えたり、あるいは新しい流通体制等ができ上がるまで等の問題なども含めま

して、その経過措置のようなものについてはどうなふうに考えておられますか。

○政府委員(吉國隆君) 御指摘のように、この法律の廃止に伴いまして、過渡的な混乱が生じないようになりますが、私どもは、むしろ低下が

いるわけでございます。そういう意味で私ども一つは從来、価格交渉の中で、いろいろ両当事者の交渉の参考となるデータを集めこれを資料交付して、それを参考にしながら両当事者が交渉す

る、こういうような関係になつていただけでござりますので、そういうたつの機能というものを果たしていくという意味におきまして、今後とも国際需給なりあるいは原材料価格の動き等についての、あるいは運賃等もあるうと思いますが、そういう面での情報の収集、提供、それから需給見通しの作成、こういった形での協力をしていくと

いうことが一つの分野であろうというふうに思つております。

また、先ほどお尋ねがございましたが、肥料業界それから流通業界、実需者、そういった各方面の関係者で突っ込んだ意見交換をしていただく場というようなものも設置いたしまして、連携を密にしていくということをやつていく必要もあるうというふうに思つております。

○刈田貞子君 時間がないので大変残念なんですけれども、もうちょっとお伺いしたいことがあります。ですが、価格の問題もさることながら、国際需給関係もこれまたもろにかぶつてくるわけです。したがいまして、そういうことを考えますと、今局長の方からは情報の収集というのとを強調されましたけれども、これは非常に大切なことになるであろうというふうに私は思います。

○政府委員(畠山義君) しかし、もう一つお伺いしたいのは、ただきたいのですが、先ほど、業界に与える影響

を防ぐことは、従来の法律でもできなかつたわけでございまして、刈田先生お触れにもなりましたように、現行のもとでそういう変動はある程度ならしていく。余り国際価格が急激に変わつても、その変動幅をならしながら取り決め価格を決めてくるというような経過をたどっているわ

けでございます。

そういう意味で、私どもなるべく急激な価格変動が起きないように、先ほどのような情報提供機能なり、あるいは相談の場というようなものを活用しながらやっていきたいというふうに思つてお

りますが、基本的には国際需給の長期的な趨勢からいたしますと、ときどきの為替とか原料鉱石の価格変動とかといふものはある程度は避けられますが、基本的な水準として大幅な上昇があるといふなことは、一応予測しないでいい

けれども、我が國の農業にこの化学肥料が果たし

てきた役割というのが非常に大きな意味を持つておることは、私もよく存じておりますが、あわせ

て今日、農業の一つの付加価値として有機農業の時代になつていているのではないかかというふうに思つては検討課題になつてくる場合もあるうかといふふうに思つたけれども、こういった新しい秩序のもとで、基本的に競争関係のもとで適正な価格が形成されていくということを期待し、また

そういう考え方方に立つて必要な指導等を行つてまいりたいというふうに思つておきまして、次第に思つたけれども、こういった新しい秩序のもとで、基本的に競争関係のもとで適正な価格が形成されていくということを期待し、また

そういう考え方方に立つて必要な指導等を行つてまいりたいというふうに思つておきまして、次第に思つたけれども、こういった新しい秩序のもとで、基本的に競争関係のもとで適正な価格が形成されいくということを期待し、また

そういう考え方方に立つて必要な指導等を行つてまいりたいというふうに思つておきまして、次第に思つたけれども、こういった新しい秩序のもとで、基本的に競争関係のもとで適正な価格が形成されいくということを期待し、また

○政府委員(吉國隆君) ただいま刈田委員から御指摘ありましたように、この法律の廃止に伴いまして、過渡的な混乱が生じないようになりますが、私どもよく存じておりますが、あわせて、それを参考にしながら両当事者が交渉す

る、こういうような関係になつていただけでござりますので、そういうたつの機能というものを

果たしていくという意味におきまして、今後とも国際需給なりあるいは原材料価格の動き等についての、あるいは運賃等もあるうと思いますが、そういう面での情報の収集、提供、それから需給見通しの作成、こういった形での協力をしていくと

いうことが一つの分野であろうというふうに思つております。

また、先ほどお尋ねがございましたが、肥料業界それから流通業界、実需者、そういった各方面の関係者で突っ込んだ意見交換をしていただく場というようなものも設置いたしまして、連携を密にしていくということをやつしていく必要もあるうというふうに思つております。

○刈田貞子君 時間がないので大変残念なんですけれども、もうちょっとお伺いしたいことがあります。ですが、価格の問題もさることながら、国際需給関係もこれまたもろにかぶつてくるわけです。したがいまして、そういうことを考えますと、今局長の方からは情報の収集というのとを強調されましたけれども、これは非常に大切なことになるであろうというふうに私は思います。

○政府委員(畠山義君) しかし、もう一つお伺いしたいのは、ただきたいのですが、先ほど、業界に与える影響

を防ぐことは、従来の法律でもできなかつたわけでございまして、刈田先生お触れにもなりましたように、現行のもとでそういう変動はある程度ならしていく。余り国際価格が急激に変わつても、その変動幅をならしながら取り決め価格を決めてくるというような経過をたどっているわ

けでございます。

そういう意味で、私どもなるべく急激な価格変動が起きないように、先ほどのような情報提供機能なり、あるいは相談の場というようなものを活用しながらやっていきたいというふうに思つてお

りますが、基本的には国際需給の長期的な趨勢からいたしますと、ときどきの為替とか原料鉱石の価格変動とかといふものはある程度は避けられますが、基本的な水準として大幅な上昇があるといふなことは、一応予測しないでいい

けれども、我が國の農業にこの化学肥料が果たし

てきた役割というのが非常に大きな意味を持つておることは、私もよく存じておりますが、あわせ

て今日、農業の一つの付加価値として有機農業の時代になつていているのではないかかというふうに思つては検討課題になつてくる場合もあるうかといふふうに思つたけれども、こういった新しい秩序のもとで、基本的に競争関係のもとで適正な価格が形成されいくということを期待し、また

そういう考え方方に立つて必要な指導等を行つてまいりたいというふうに思つておきまして、次第に思つたけれども、こういった新しい秩序のもとで、基本的に競争関係のもとで適正な価格が形成されいくということを期待し、また

そういう考え方方に立つて必要な指導等を行つてまいりたいというふうに思つておきまして、次第に思つたけれども、こういった新しい秩序のもとで、基本的に競争関係のもとで適正な価格が形成されいくということを期待し、また

そういう考え方方に立つて必要な指導等を行つてまいりたいというふうに思つておきまして、次第に思つたけれども、こういった新しい秩序のもとで、基本的に競争関係のもとで適正な価格が形成されいくということを期待し、また

省におきましては、本年度より有機農業の担当部署を設けることいたしております。いえれば対策室というぐらいいの部屋になるわけであります。現在この部署におきまして実態の調査や、そして技術の実証、調査等に取り組んでいる段階であります。

他方、化学肥料は肥料供給の大宗を占めおりまして、収量の確保や労働時間の節減等の面で農業経営の安定に重要な役割を果たしております。

しかしながら、化学肥料への過度の依存は地力の保全、あるいは肥料費の節減等の面から問題を生じかねない側面もありますので、地力増進法に基づきまして土壤の改善目標等を定めますとともに、有機質の増設のための堆肥製造施設や地力診断のための土壤分析機器の整備等に対する助成を行つておるほか、新しい有機質肥料等の開発等に努めているところであります。

○下田京子君 まず、大臣所信に対する質問なしで法案に入るということが大変異例で、残念なことでありますといふことを申し上げまして、以下、肥料價格安定臨時措置法に基づき質問を行います。

日本共産党は、この法案に対して大変問題多いだけに今まで反対してまいりました。今回、私どものかねての希望等もあってかこれが廃止になるといふ点で、多々問題はあるとしても評価を申し上げたいと思います。

私はちょうど五年前に、この法案の第四次延長の際に反対した理由で三つの問題を指摘いたしました。

その一つが、この法律は大手化学肥料メーカーの価格カルテルを認めて、それらの利益を保証するものである。二つ目には、この法律は、農民が相対的に割高な肥料を押しつけられている。そして三つ目には、大手肥料メーカーが利潤追求第一主義の中で大型化していく。そして、安い賃金と労働力を求めて国内から撤退し海外に、そういう中で化学肥料工場の過剰設備投資を処理していく。ですから、その裏には農民や労働者の多くの

犠牲と負担が伴うものである。こう申し上げました。

以下、この指摘がどうだったのかという点で御質問申し上げますけれども、まず、硫安、尿素、高度化成の三肥料の価格について、一九七〇年から一九八七年の十七年間にどういう価格で推移されたか、時間がないから私が申し上げますから御確認ください。

疏安は、二十キログラム七〇年七百七十一円、八年で二十キログラムが六百四十一円、一七%ダウンしております。ところが一方、尿素は二十キログラム七百二十六円、それが千百十四円で一・五三倍になつております。また、高度化成が二・五九倍になつております。間違ひありませんね。

○政府委員(吉國隆君) おおよその流れはそういうことでござります。若干高度化成につきましては、物貿統計の数字を先生今お述べになつたと思いますが、規格の変更等がありますので、直の比較という面では若干精度を欠く面がござりますが、おおよその価格の流れとしては先生おつしやいましたよなところでございます。

○下田京子君 全部経過は毎年の資料を農水省からいただいたお示しした資料ですから、大方間違いないなどと言わないので、このとおりなんだとおっしゃついていただいても差し支えないことでございます。いずれもお認めになりました。

次に、大手肥料メーカーといいますといろいろござりますけれども、特に一部、二部上場の大手といいますとおおむね九社になります。この九社の状況、特に九社でありますか。つまり、九社の中で従業員等がこの十七年間にどのくらい合併しても、肥料の問題でこういうことになつてしましても、肥料の問題でこういうことになつているとはにわかには言えないのではないかといふふうに思うわけでございます。

例えばこの三井東庄、この肥料のシェアは三・六%でございます。それから日産化学は一一・七%、三菱瓦斯化学が三・四%等々。ヨーブケミカルを除きましては肥料のシェアはいずれも数%台

肥料大手九メーカーの概要についてお調べなさいと。当然、これが廢止をするというわけですか

ら、皆さん合理化を進めてきたんですからそうした資料は手持ちにあつてかかるべきだと思いますが、私の方で申し上げますと、九社合計の中で実

に七万三千七百三十九人おられた従業員が、一九八八年では五万三千三百五十七人で実際に二八%減、二万三百八十二人合理化、首切りされております。

次に聞きますが、この肥料メーカー九社の中で経常利益——大臣、資料お届きになつたらちょっとこらんになつてください。一枚目のやつです。これは調べておくようになります。また、高度化成が二・五九倍になつております。恐らく出さないだろうから、有価証券報告等から苦労しながらまとめたものです。大臣ごらんください。

今私が述べているのは一番下の列です。経常利益が実に四百十二億二千二百万円から一千七百六十億七千百万円と、何と四・二九倍にも伸びております。つまり、この肥料によって労働者が合理化され、そして農民には高い肥料を、そして会社は大変な利益を上げているということがいみじくも示されたと思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(昌山襄君) きのう調べておいたところでは若干精度を欠く面がござりますが、三井東庄と宇部興産についてどうであるかというふうに伺いましたもので失礼いたしました。

ただ、今の御質問にお答えを申し上げますと、この数字はしたがいまして、九社合計でチェックをいたしておりませんが、仮にこのとおりだとしても、肥料の問題でこういうことになつてしましても、肥料の問題でこういうことになつているとはにわかには言えないのではないかといふふうに思うわけでございます。

ただいま手元にすぐは出てまいりません。

○政府委員(昌山襄君) 突然のお尋ねでござりますので、その九社で合計何人というような数字は

あるいは一〇%台のがもう一社ぐらいあると思いませんが、そんなことでございまして、ですからこの数名台の肥料のおかげで、この経常利益が今御指摘のようなふうな倍率になつていったということではないということでおございます。

○下田京子君 三井東庄と宇部興産をお調べになつたというから、さあそれじゃその数字見てくださいませ。従業員が五〇%減でしょうね。そして、経常利益は六・五二倍になつています。そして、経常利益は六・五二倍になつています。これがですね。この三井東庄化学というのは尿素のシニアで言うと四・一%持つてあるんですよ。一番持つているところです。ですから肥料について、会社全体の肥料取扱部門がわざわざだから、そのことによって経常利益が上がつてているのないという話でしたが、少なくともこれだけの経常利益を上げて、経常利益は六・五二倍になつています。そ

うですね。この三井東庄化学というのは尿素のシニアで言うと四・一%持つてあるんですよ。一番持つているところです。ですから肥料について、会社全体の肥料取扱部門がわざわざだから、そのことによって経常利益が上がつてているのないという話でした。これは弁解をする余地はありませんよ。

しかも、私がここで申し上げたいのは、大臣、いずれにしましてもこうした肥料メーカー九社の概要を見ていただけば、宇部興産の話もあつたから、ついでに申し上げますけれども、合理化とは何ぞとそのことを指摘してきたんです。ですから、これは弁解をする余地はありませんよ。

しかし、私がここで申し上げたいのは、大臣、いずれにしましてもこうした肥料メーカー九社の概要を見ていただけば、宇部興産の話もあつたから、ついでに申し上げますけれども、合理化とは何ぞとそのことを指摘してきたんです。ですから、これは弁解をする余地はありませんよ。

○政府委員(昌山襄君) さあ、この宇部興産はもう理化されているんですね。首切りされているんですね。そして、経常利益はと言えば三・七四倍にもふえているんです。しかも、この宇部興産は確実に理化しているわけです。こういう状況の中でカルテルを結びながら、首切りをしながら、利益を上げながら農家への肥料価格は下がる。そして、経常利益はと言えば三・七四倍にもふえているんです。しかも、この宇部興産は確実に理化されているわけです。こういう状況の中でカルテルを結びながら、首切りをしながら、利益を上げながら農家への肥料価格は下がる。それを進めていくことであつていいんだどうかといふふうに聞かなければいけないと思います。

私、大臣にここで聞きたいのは、こういう合理化とは何か、こういう労働者等々の合理化、首切り、それを進めていくことであつていいんだどうかといふふうに聞かなければいけないと思います。

九

うに、三井東庄の肥料のウエートについては、その全売り上げに占めます肥料のウエートというのは三・六%でございます。したがいまして、この経常利益の、仮に同じ比率で出ているとしましても九六・四%というものはほかの部門から出てきているわけでござります。それから、宇部興産でございますが、肥料のシェアは二・七%でござります。ですから、九七・三%というものはほかの部門から出でいるわけでござります。

それで、今御指摘のその合理化等々ございます

が、確かに。これも肥料の合理化ということでもございましょう。ございましょうが、それ以外にこの企業、例えば石油化学でございますとか、ほかの兼業部門の合理化というのもございましてそういうことになつていて、ちょっと恐縮でござりますけれども、その三〇%とか一二〇台の肥料のシェアであるこれらの企業の利益が、こういうふうになつているから肥料価格が高くなつておるというふうに御推論いたぐるでなくして、肥料価格はやっぱり肥料価格としてございましたいだきたいと思うわけでございます。

○下田京子君 肥料のシェアがわずかだったら、逆に言つたら原価があつてないようなものは、三割肥料はもつと下がられるんです。それをずっとどうちは指摘してきた。全体としては、あなた直近時だけのことと言いまして、いや下がつた下がつたと言つていいけれども、この法律全体から見て、さつき申し上げたように上がつて、いるじゃないですか。

いや、重ねて聞きますけれども、海外進出はどうなっていますか。

○下田京子君 大臣、今お配りした二枚目の資料ごらんになつてみてください。通産省からは海外進出の肥料メーカーが四件だとおっしゃる。私どもの方では東洋経済、あるいは各社の有価証券報告などから作成しました。

庄化学の場合です。三井東庄化学は海外に三社持つていて、そのうちの肥料を中心にして三井肥料、ブラジルにあります。そして、この従業員が八百三十二人おります。さらにセントラル硝子、これを見てください。これはタイにあります。これも化学肥料をほとんど中心的に生産しているところであります。このセントラル硝子は現地で約四百名雇用されております。特にセントラル硝子の場合はタイ工場に四百人おりまして、全部が肥料部門でやられているという有価証券報告になっております。

か悪いのは別にしても、公害等々の関係をきちん
とすれば、農村であります我が福島県にはたばこ
関係の片倉チックarinという肥料メーカーもちや
んとありますよ。ですから、工業の健全な育成と
いいますけれども、工業栄えて農村滅び、労働者
を路頭に迷わせていいのかという問題にもなるの
じゃないかと私は指摘しておきたいんです。
ただ、そこで終わらないで、今後やはり農村工
業導入促進法なるものなども政府は必死になつて
つくついたわけです。本当に、そうした健全な
工業の育成を農村地帯にもという点は本気になつ
て考えなかつたら、これはまさに肥料部門の空洞化
でしきう。どんどん海外に進出していって逆輸

委員のおっしゃるような、農村に工業を導入して雇用の場を確保しろという御指摘でございますが、私は全体的なコストダウンを図り、そしてまた経営の効率化を図っていくという立場から考えますと、やはり肥料工業という特殊な工場であります。特に原材料等から申しましても、農村にこういう工場が設置されると、経営上成り立つかということになりますと、疑問が多いと私は考えております。

○下田京子君 非常に残念ですね。大臣のおひざ元宮崎県には全く肥料工場ございませんか。いい

○政府委員（塩飽二郎君） 通常、中金からの企業に対する融資に当たりましては、工場財團等、担保を見合いで貸し付けを行うというケースが多いわけでございますが、必ずしもそうでない場合もあるようでございます。

○下田京子君 今言われた答弁は逆立ち、大体が担保物件なし、必ずしもそうでないケースがレアケースとして一、二ある、それが三枚目の資料です。ごらんください。以前にも商社への貸し付けのことでいろいろ議論しました。これは農民の資金です。それで近代化資金等を農民が借りようと思つても物すごい条件が厳しい。そして借り受け

入です。大変問題だということは申し上げておきます。

さらに、私驚きましたのは、決して大手企業をつぶせなんていうことを言っているのじゃないんです。大手企業の社会的責任を今果たすべき時期ではないか、そういう点で行政もしっかりとすべきじゃないか、こう言いたいんですね。申し上げたいのは、肥料メーカーと農林中金の出資と融資の問題なんです。御報告いただけますか。

○政府委員(塩飽二郎君) 農林中金から肥料メーカーへ資金の貸し付けを関連産業貸し出しの一環としてやっているわけでございます。一部、一部上場企業ございますが、そのうち農林中金が肥料メーカーとして貸し付けを行っているメーカーは十四社ございます。この十四社の中には肥料のウ

が現実にはできない、あるいは厳しい中には過大な設備投資をも強要しているという側面もある。自主的な農業経営に役立つような近代化資金等の借り入れにはオーケーが出ない。無条件でこれだけ貸して、しかも担保なしです。

利子は幾らですか。

○政府委員(堀之内一郎君) 貸付けの具体的な利

率について手元に数字を持ち合わせていないわけ

でございますが、中金の関連産業貸し出しの一つとしての資金の貸し付けの位置づけにつきまして、ただいま先生の方からお話をございましたけれども、私どもは、系統金融機関のいわば頂点としての中金の本來の使命といふのは中金法にも定められているわけでございまして、十分そいつた農業への資金の還元の役割を系統機関の一つとして果たしているわけでござりますけれども、御案内のように、資金の余裕の範囲内におきまして、農業生産性の向上のために必要な関連産業への貸し出しが重要な資金の用途として位置づけられているわけでございまして、具体的な貸し付けに当たりましては、それぞれの企業の企業能力等を判断した上で貸し付けを行つてゐるわけでござりますが、資金そのものの性格は、今申し上げたようなものであるということで御理解を賜りたいと思うわけでござります。

○下田京子君 金利は、今持ち合わせてないといふことですから後で御報告くださいませね。これは非常に低利です。

有効に云々とおっしゃっていますけれども、長期借り入れのところの資料をごらんになつてください。三井東庄だけとつてみましても、農林中金、農協系統資金、政府系統資金とを合わせますと、全体の比率は一五%ですかれども、ところによつては大変高いところもあるわけですね。吳羽化学とかいろいろありますけれども、四割とか七割とかというようなところで専ら政府におんぶですよ。そういう一方で、労働者を首切りし、その分を今度は海外に進出し、国内の肥料価格は副産物であるような疏安なんかを含めても下げるこ

ろかむしろ引き上げてきたという実態。ですか
ら、この法律が廃止になるというのはこれは当然でありますけれども、逆に言うとお役目完了。新たな自由競争の中で次に心配したいのは、これでもって、さらに田高等を利用しながら日本に高い肥料の押しつけがなされるのではないかといふことなんです。最近の新聞見ましても、燐鉱石なんかのかなりの価格引き上げが懸念されております。早速にきのうの農業新聞等にも出ておりました。三肥料についてはむしろ〇・五%引き下げというようなのが出ておりました。引き下げといいますけれども、肥料年度で引き下げても、肥料年度の水準といふのは消費税抜きの裸の価格で比較して〇・五%引き下げです。消費税を入れた場合には逆にこれは引き上げになる。そういうことですね。

○政府委員(吉國隆君) 平成元肥料年度、ことしの七月からの価格についての交渉が最近時点まで行われておりますて、ただいま先生お話をのように行われておりますて、ただいま先生お話をのように法定の三肥料、尿素、硫安、高濃度化成でございまが、これの合計では対前年比、前肥料年度、つまり昨年の七月からことしの六月まで適用されました価格に比べまして〇・五%の引き下げということ、交渉が決着をしたように私どもも承知いたしております。

○下田京子君 この〇・五%は昨年の価格に比べてこれだけ下がるということとございまして、その間に御指摘のように、ことしの四月から消費税が上乗せになつておりますので、そういう消費税を織り込んでいただけのため大臣も決意を新たに取り組んでいただけるよう答弁を求めて質問を終わります。

○政府委員(吉國隆君) 日米の価格比較の点でございますが、アメリカの場合には、これは窒素肥料が御承知のように中心でございまして液肥が多い、またばら流通というような状況でございますので、日本と直に比較するということは困難であるというふうに考えております。私ども輸入品の活用ということも価格関係によっては考えながら、なるだけ低廉な肥料の供給ということを考えていく必要があると思いますし、新しい法律廃止後の競争条件のもとで、生産、流通各段階においての合理化がさらに進むよう努めをし、また期待もしていきたいというふうに思つておる次第でござります。

○下田京子君 大臣の言葉をいただいて……。

○国務大臣(堀之内久男君) ただいま吉國局長が

省からもられた資料です。日米の肥料価格を比較してみてください。硫安で日本はアメリカの九%

から四〇%高くなっています。資料お持ちかど

うか、尿素で五〇から八四%も高くなっています。これは一体何ゆえなのか、今まで説明で聞

いておりますと、為替レートに変動があるとか、流通形態が違うとか、品質が違うだとかといつてきました。ところが、現実には品質はそう変わつていません。流通形態は確かに違います。

私はつまり言いたいのは、流通経費の中で問題

なのは包装費と運賃なんです。この包装費と運

賃、例えば東京から郡山まで見ますと、ざつと計算しても肥料の産直運動をやっている皆さんのあれから見て三千円から四千円なんです、トン当たり。運賃だけでも一万円だと言わわれていますが、それはもう半分減らされるのです。そういう点で流通コストの軽減だとかしますと、それから今、今度は円安傾向になつてきておりましてもつと引き下げられる、そういう指導をして監視すべきだ。コスト軽減というならばまさに農産物生産にとって欠かすことのできないこの肥料、この価格引き下げのために大臣も決意を新たに取り組んでいただけるよう答弁を求めて質問を終わりました。

○政府委員(吉國隆君) 日米の価格比較の点でございますが、アメリカの場合には、これは窒素肥料が御承知のように中心でございまして液肥が多い、またばら流通というような状況でございますので、日本と直に比較するということは困難であるというふうに考えております。私ども輸入品の活用ということも価格関係によっては考えながら、なるだけ低廉な肥料の供給ということを考えていく必要があります。新しい法律廃止

後、競争条件のもとで、生産、流通各段階においての合理化がさらに進むよう努めをし、また期待もしていきたいというふうに思つておる次第でござります。

○政府委員(吉國隆君) ただいま先生お話しのよ

うな肥料の変遷があるわけでござります。この高濃度化成肥料がかなり伸びてまいりましたわけでございまして、現在肥料の半分強が高濃度化成肥料によつて占められているという状況になつておるわけでござります。

○国務大臣(堀之内久男君) ただいま吉國局長が

御答弁申し上げたとおりでございまして、これが

らの需要供給のバランスは十分我々も監視をしながら指導してまいりたいと思っております。

○三治重信君 民社党としては、肥料価格安定臨時措置法について、廃止は賛成でございます。こ

ういうふうな統制が続くのは、外国産のやつが非常に日本の国内産よりかより速いテンポで安くなっています。これは一体何ゆえなのか、今まで説明で聞

いておりますと、為替レートに変動があるとか、流通形態が違うとか、品質が違うだとかといつてきました。ところが、現実には品質はそう変わつていません。流通形態は確かに違います。

私はつまり言いたいのは、流通経費の中で問題

なのは包装費と運賃なんです。この包装費と運

賃、例えは東京から郡山まで見ますと、ざつと計算しても肥料の産直運動をやっている皆さんのあれから見て三千円から四千円なんです、トン当たり。運賃だけでも一万円だと言われていましたが、それはもう半分減らされるのです。そういう点で流通コストの軽減だとかしますと、それから今、今度は円安傾向になつてきておりましてもつと引き下げられる、そういう指導をして監視すべきだ。コスト軽減というならばまさに農産物生産にとって欠かすことのできないこの肥料、この価格引き下げのために大臣も決意を新たに取り組んでいただけるよう答弁を求めて質問を終わりました。

○政府委員(吉國隆君) 日米の価格比較の点でございますが、アメリカの場合には、これは窒素肥料が御承知のように中心でございまして液肥が多い、またばら流通というような状況でございますので、日本と直に比較するということは困難であるというふうに考えております。私ども輸入品の活用ということも価格関係によっては考えながら、なるだけ低廉な肥料の供給ということを考えていく必要があります。新しい法律廃止

後、競争条件のもとで、生産、流通各段階においての合理化がさらに進むよう努めをし、また期待もしていきたいというふうに思つておる次第でござります。

○政府委員(吉國隆君) ただいま先生お話しのよ

うな肥料の変遷があるわけでござります。この高濃度化成肥料がかなり伸びてまいりましたわけでございまして、現在肥料の半分強が高濃度化成肥料によつて占められているという状況になつておるわけでござります。

○国務大臣(堀之内久男君) ただいま吉國局長が

○三治重信君 窒素肥料全部の半分ですか。

○政府委員(吉國隆君) いや、全体の肥料の場合がほとんどでございますけれども、各粒の中に窒

素、磷酸、カリをそれぞれ一定の割合で含んでい

るというものですございまして、公定規格上は三つ

が必ずそろっていなきやいかぬということにはな

つておりますので、二つ以上がそろっているとい

うことになつておりますが、流通しているものの大半はこの三成分を含んだものというふうに理解

しているところでございます。

この化成肥料のウエートが非常に高いという点

は、ある意味では日本の特徴でございまして、諸

外国では磷酸、カリ分が土壤中にかなり含まれて

いるということから必ずしも日本のように一粒

の中に三成分が含まれているというようなものに

対する依存をしないで、むしろ窒素肥料を中心

單肥で施肥をする、あるいはいろいろな配合でそ

れぞれの窒素、磷酸、カリ、別々の粒子を農家が

自分で配合して施肥をする、こういったような形

態がむしろどちらかといえば多いというような違

いがあるというふうに承知をいたしております。

○政府委員(島山義君) 各肥料の輸入の割合でござりますけれども、疏安はほとんどございません。それから、尿素は三七%ぐらいが輸入でござります。それから今、高度化成でございますが、これは六%ぐらいが輸入といふことでございまして、全体としまして、私ども成分比で三〇%ぐら

いが輸入になつておるというふうに考えております。

○三治重信君 そういうことで肥料の流通、生産

それから輸出入が非常に変わってきたわけなんですが、そういう中で、今後肥料の流通状況は農協と商社の割合の変動といいますか、どうなつてい

くか。それから、現在がどうなつていています。

○政府委員(吉國隆君) 肥料の流通におきます農

協系と商系の取扱割合でございますが、現状におきましては、六十一肥料年度の数字でござります

が、おおむね農協系が七、商系が三という割合になつております。

○政府委員(吉國隆君) 肥料の価格が、最近におきましては、農協系の割合が九、商系が一といふような状況になつております。

今後、これがどういうふうに推移をするかといふ点につきまして、私ども必ずしも的確な見通しを立てることは難しいわけでございます。

価格形成という中で、若干の変動が出てくる可能性が全くないとも言えませんけれども、一方におきまして農協系におきましては、これは從来も

そうでござりますけれども、農業共同購入運動というような形となるべく農業に先立つて計画的な肥料の買つけをやる。また、それによつて価格

交渉力を強化していくというような戦略をとつてゐるわけでございまして、農協サイドでのこういふた努力は今後も続いていくというふうに思われ

るわけでございます。

背景的に申し上げますと、先生お話しになります

したような輸入品との競合ということも背景とし

てはある程度作用したかなという感じもいたしま

す。また一方で、農業情勢が厳しくなりまして、

肥料の買つけをやる。また、それによつて価格

交渉力を強化していくというような戦略をとつてゐるわけでございまして、農協サイドでのこうい

ふた努力は今後も続いていくというふうに思われ

るわけでございます。

また肥料は、これからまたこれもどうなるかと

いうことはござりますけれども、どちらかといえ

ば差別化商品的な性格の少ないものでございま

す。そういう意味からも、現在の農協の高い

シェアといふことがあるのかなというふうにも分析をいたしてゐるわけでございますが、こういう

点をいろいろ考慮しますと、余り大きな変動はな

いようにも思われますけれども、今後のこういつた競争条件下で、いろいろ流通の合理化も進めていかきやいかぬという環境の中で若干の変動が出てくることは、可能性としてはあり得るのでは

ないかというふうに思つております。それで価格

が、実際の価格の低下の圧力というものがどうなつてゐるのか、今後さらに農業生産材としての肥料の値段は現状から、そういう生産事情が変わらない限りやはり低廉化傾向を持つものかどうか、その

点についてお伺いします。

○政府委員(吉國隆君) 肥料の価格が、最近におきましては、農協系の割合が九、商系が一といふ

程度作用したかなという感じもいたしました。また一方で、農業情勢が厳しくなりまして、肥料の買つけをやる。また、それによつて価格

交渉力を強化していくというような戦略をとつてゐるわけでございまして、農協サイドでのこうい

ふた努力は今後も続いていくというふうに思われ

るわけでございます。

背景的に申し上げますと、先生お話しになります

したような輸入品との競合ということも背景とし

てはある程度作用したかなという感じもいたしま

す。また一方で、農業情勢が厳しくなりまして、

肥料の買つけをやる。また、それによつて価格

交渉力を強化していくというような戦略をとつてゐるわけでございまして、農協サイドでのこうい

ふた努力は今後も続いていくというふうに思われ

るわけでございます。

また肥料は、これからまたこれもどうなるかと

いうことはござりますけれども、どちらかといえ

ば差別化商品的な性格の少ないものでございま

す。そういう意味からも、現在の農協の高い

シェアといふことがあるのかなというふうにも分析をいたしてゐるわけでございますが、こういう

点をいろいろ考慮しますと、余り大きな変動はな

いようにも思われますけれども、今後のこういつた競争条件下で、いろいろ流通の合理化も進めていかきやいかぬという環境の中で若干の変動が出てくることは、可能性としてはあり得るのでは

ないかというふうに思つております。それで価格

が、実際の価格の低下の圧力というものがどうなつてゐるのか、今後さらに農業生産材としての肥料の値段は現状から、そういう生産事情が変わらない限りやはり低廉化傾向を持つものかどうか、その

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願

います。——別に御意見もなければ、討論は終局

したものと認めて御異議ございませんか。

肥料価格安定臨時措置法を廃止する法律案に賛成の方の举手を願います。

〔賛成者举手〕

○委員長(福田宏一君) 全会一致と認めます。よ

つて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

一井淳治君から発言を求められておりますの

で、この際、これを許します。一井淳治君。

○一井淳治君 私は、ただいま可決されました肥

料価格安定臨時措置法を廃止する法律案に対し、

自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国

民会議、民社党・国民連合、二院クラブ・革新共

同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

肥料価格安定臨時措置法を廃止する法律

案に対する附帯決議(案)

政府は、最近の農業及び化学肥料工業をめぐ

る厳しい諸情勢が、農業生産の基礎資

材である肥料の供給及び流通における競争条件

の一層の整備を促進するとともに、本法の施行

に当たり、次の事項の実現に努め、肥料対策に

万全を期すべきである。

一 今后における肥料の安定的需給の確保に資

するため、農業、化学肥料工業等の動向を的確に把握して肥料の需給見通しを作成するとともに、これに基づく輸出貿易管理令の適切な運用等により、国内需要の優先確保を図ること。

二 健全な国内の肥料生産基盤の確保に資する

ため、化学肥料工業の構造調整の一層の推進

等を図るとともに、それらの成果が肥料価格

に適正に反映されるよう指導すること。

安定供給に努めることを基本としたしまして、諸般の施策を強力に展開してまいりたいと思つておるところであります。

また、農業者が将来を見通す営農を展開することができよう、現行の長期見通しにかえまして、平成十二年を目標年次とする新しい農産物の需要と生産の長期見通しを策定することいたしております。この計画は今年度じゅうに作成を終えたい、こういうように考えております。

○一井淳治君 大臣の言葉にもあつたわけでござりますけれども、やはり私は農業というものは、これからは地域から振興していくかなくちやいかないうふうに思ひうのでございます。大臣の自給率向上のための一層の御努力を要望申し上げたいと思います。

次に、お米の輸入自由化についてはどのような御所見でございましょうか。

○国務大臣(堀之内久男君) 米の貿易問題についてのお尋ねでございますが、米の貿易問題についての我が国の立場は、現在進行中のウルグアイ・ラウンドの場で各国が抱えております困難な農業の問題及び諸制度、さらにこれに米国の抱えておりますウエーバー品目、これが約十四品目あるようですが、その他牛肉、砂糖類等、こういふものも一緒にひきくるめて議論する段階になれば、米の問題についてもあらゆる農業問題で討議することについて、我が国といつてもこれに参加することに変わりはありません。

米は国民の主食でありますし、かつ我が国農業の基幹をなすものでございます。また、水田稻作は国土自然環境の保全や、そしてまた稻作農業といふものが日本文化の源泉をなしておるといふことです。このような事情を踏まえ、また地域経済上不可欠の役割を果たしておるのが稻作農業であります。このような米及び稻作の重要性にかんがみます。それから、農業者のが将来を見通す営農を展開することができよう、現行の長期見通しにかえまして、平成十二年を目標年次とする新しい農産物の需要と生産の長期見通しを策定することいたしております。この計画は今年度じゅうに作成を終えたい、こういうように考えております。

○一井淳治君 国会でもお米の輸入自由化はしないといふ趣旨の決議がなされておるわけでござりますけれども、輸入自由化をしないという趣旨であります。要するに、米の輸入を自由にしないという趣旨とお考えなのかどうか、そのあたりについて御説明をいただきたいと思います。

○政府委員(堀之内久男君) 基本的な方針はただいま大臣から申し上げたとおりでございます。

国会の御決議につきましては、昨年ちょうど五十五年の御決議にもございましたように、我が国における米あるいは稻作の重要な性質にかんがみまして、米の供給を外国からの輸入に依存するという事態が今後生ずることのないようという御趣旨と受けとめておりまして、その趣旨を体して遺憾のないように対処してまいりたいと考えておるところでございます。その意味で、一部であれば輸入を認めてよいという考え方をとっているものではございません。

○一井淳治君 ただいまの限定的な米の輸入もないという御方針を聞かせてもらつて安心したわけでございますが、これまでも、例えは牛肉について言いますと、牛肉の自由化はしないといふことを認めてもよいという考え方をとっているものではございません。

後は自由化になつてしまつということが重なつておりますので、米の輸入自由化につきましては、これまでの牛肉のようなことがないよう嚴重な態度で進めていただきたいというふうにお願いいたします。

それから、食管制度についてはどのような方針でお進みでございましょうか。

○政府委員(堀之内久男君) 食糧管理制度につきましては、米の需給及び価格の安定を図るということが、これまでの牛肉のようなことがないよう厳重な方針で対応してまいりたいと存じます。よく牛・かんきつあるいは農産物十一品目と比較され

る場合がありますが、このような產物とは米はもう基本から趣を異にいたしておる、こういう強い認識のもとに進んでまいりたいと思ひます。

○一井淳治君 国会でもお米の輸入自由化はしないといふ趣旨の決議がなされておるわけでござりますけれども、輸入自由化をしないという趣旨であります。要するに、米の輸入を自由にしないという趣旨とお考えのかどうか、そのあたりについて御説明をいただきたいと思います。

○政府委員(堀之内久男君) 基本的な方針はただいま大臣から申し上げたとおりでございます。

国会の御決議につきましては、昨年ちょうど五十五年の御決議にもございましたように、我が国における米あるいは稻作の重要な性質にかんがみまして、米の供給を外国からの輸入に依存するという事態が今後生ずることのないようという御趣旨と受けとめておりまして、その趣旨を体して遺憾のないように対処してまいりたいと考えておるところでございます。その意味で、一部であれば輸入を認めてよいという考え方をとっているものではございません。

○一井淳治君 ただいまの限定的な米の輸入もないという御方針を聞かせてもらつて安心したわけでございますが、これまでも、例えは牛肉について言いますと、牛肉の自由化はしないといふことを認めてもよいという考え方をとっているものではございません。

先般、この報告がまとめられましたが、その内容は、米についての我が国における格別の重要性といふものを踏まえまして今後とも国内自給を基本とする、また米の需給価格の安定を図るという制度の基本的役割を維持する必要があることとしております。また米の需給価格の安定を図る上で、市場原理がより生産流通が行わるように対応いたしましてござります。

先般、この報告がまとめられましたが、その内容は、米についての我が国における格別の重要性といふものを踏まえまして今後とも国内自給を基本とする、また米の需給価格の安定を図るという制度の基本的役割を維持する必要があることとしております。また米の需給価格の安定を図る上で、市場原理がより生産流通が行わるように対応いたしましてござります。

具体的には、自主流通米について、これがより需給動向あるいは品質評価が反映されるような価格形成が行われる必要があるということで、その価格形成の場が整備されることが望ましいといふ提言がござります。それで、その価格形成を通じまして、需要に対応した生産流通が弹性的に、しかも安定的に行われるということがそのねらいです。それから、食管制度についてはどのように改善問題を的確に解決していく上で、どのように改善を図つていらいいかということにつきましては、この方向が示されておるわけでござりますが、いざにいたしましても、食管管理制度の基本的役割を維持する上で、むしろそういった改善を図ることによって、今後ともそれを維持していくなければならぬといった考え方のもとに取りまとめておきます。

○政府委員(堀之内久男君) 食糧管理制度につきましては、これは今後ともその基本を維持してい

く必要があるというふうに端的にお答えを申し上げておきたいと思います。

○一井淳治君 最近の農政審議会企画部会第一小委員会の報告を見させていただきましたけれども、これによりますと、生産調整は生産者側が主体的に取り組んでいく。それから米の流通は民間流通を主体にする、価格も需給や市場評価を反映する。間接制、部分管理という方向に行くようになります。そうなりますと、食管制度の根幹がぐらつきますけれども、そのあたりはいかがでございましょうか。

○政府委員(堀之内久男君) ただいまお触れになりました先般の農政審議会の第一小委員会の報告についてでございますが、この報告は農政審議会が、一昨年になりますが、「二十一世紀へ向けての農政の基本方向」という報告が出されまして、私ども当面の食管制度の改善を進めておりますが、それとあわせまして、今後中長期的な米管理の方向についても検討する必要があるということで、一昨年の二月から二年余りかけまして、各界の有識者の皆さんを中心にして御検討いただいてまいつたものでございます。

先般、この報告がまとめられましたが、その内容は、米についての我が国における格別の重要性といふものを踏まえまして今後とも国内自給を基本とする、また米の需給価格の安定を図るという制度の基本的役割を維持する必要があることとしております。また米の需給価格の安定を図る上で、市場原理がより生産流通が行わるように対応いたしましてござります。

具体的には、自主流通米について、これがより需給動向あるいは品質評価が反映されるような価格形成が行われる必要があるということで、その価格形成の場が整備されることが望ましいといふ提言がござります。それで、その価格形成を通じまして、需要に対応した生産流通が弹性的に、しかも安定的に行われるということがそのねらいです。それから、食管制度についてはどのように改善問題を的確に解決していく上で、どのように改善を図つていらいいかということにつきましては、この方向が示されておるわけでござりますが、いざにいたしましても、食管管理制度の基本的役割を維持する上で、むしろそういった改善を図ることによって、今後ともそれを維持していくければならないといった考え方のもとに取りまとめておきます。

験者あるいは実務家も含めました検討組織のようなものをつくりまして、これから早急にかつ慎重に、その内容について検討の上対応してまいりたいと考えておるところでございますが、御指摘になりましたように、これが米の安定供給といった観点から支障を生じさせるというものであつてはなりませんので、そいつた点についても十分配慮を加えながら、今後検討してまいりたいと思っております。

○一井淳治君 食糧管理制度の基本を堅持するという方向で今後ともお進めいただきたいというふうにお願いしまして、次の質間に移りたいと思つます。

米価に関してでございますけれども、新米価算定方式を導入するといふことが一昨年、昨年といふことで、ことしはどうかということでございますけれども、現在はどういう御方針でいらっしゃいますか。

○政府委員(齋藤君) ことしも米価を決定すべき時期が迫つてきておるという中で、新算定方式をどうするのかといった御質問でございます。この新算定方式につきましては、昨年も当委員会でも御論議をいたいたところでございますけれども、米価審議会におきまして、今後の米価の算定方式につきまして、米をめぐるものとの情勢を十分踏まえた上で今後の耕作の将来展望を示し、担い手の育成を図るという観点に立ちまして、十分検討の上昨年取りまとめられまして、実は昨年産米から適用するということにされたおつたものでございますが、諸般の事情から、本年産からこれを適用するということとされておるものでございまして、こういった昨年の経過がござりますので、これを踏まえまして、これから米価が結論が出ているようなことが書かれておるわけでもございませんけれども、この米価は農民にとりましては非常に重要な問題でございますので、農民

の要望も十分聞いていただきたいと思います。

それから結果として、米価については現行水準以下にならないよう、特にこれは消費税を加算した額以下にならないようすべきであるという強い世論もあるよう感じがいたします。今後も進み方とかあるいは見通し等について簡単で結構でございますけれども、御説明いただきたいと思います。

○国務大臣(堀之内久男君) ただいま一井先生のお話がありましたように、きょうの一部の新聞等で、農水大臣が米価を据え置きに決定した、腹を決めた、こういふ報道がなされておりますが、これも全く誤報でございまして、私はそういう新聞記者等の皆さんと会つておりません。ある党の代表団の陳情を受けましたが、陳情の御趣旨はよくわかりましたと申し上げただけであつて、それがそのままのようない報道になりまして心外に存じております。

したがつて、これから米価決定に当たりましては、御案内のとおりの米価審議会の検討をお聞きましたしまして適正に決めていかなければなりませんが、その基礎になります農業経営の安定を確保し、そしてまた国民の理解を得る価格、これが私たちは両方必要だと思っております。そういう基本のもとに立ちまして、これから慎重にして適正に決定してまいりたい、こういうふうに思つておるわけであります。

○一井淳治君 現行水準に消費税を加算した額にならないような御努力を要望いたしまして、次は場外馬券売り場の問題について質問をさしていただきます。これは、岡山の現在問題になつておる案件とも深い関係があるわけでございますけれども、岡山では場外馬券売り場の建物の建築がだんだん進んでおります。そこで、地元の人たちの心配なのは、建物ができてしまふことはない。また、仮に出されるようなことがあってもその時点できども判断をせんやう判断はしがたいということでございます。したがいまして、中央競馬会の方から本件の承認申請が出されることはない。また、仮に出されるようなことがあってもその時点できども判断をせんやうに認識をしておるところでございます。

それから第一点目の、一般論として場外馬券売

委員会でもお聞きしているわけでございますけれども、大臣がかわられましたので、改めて、仮に

この建物が建築されてしまったという既成事実ができるも、それとは関係なしに地元の調整がない限り、場外馬券売り場の設置承認申請に対しても承認をしないんだといふ、はつきりした御見解の表明を希望する次第でございますし、それからもう一つ、この馬券売り場の設置の問題についての基本的な姿勢というものをぜひとも、この際お聞かせいただきたいというふうに思うわけでござります。

○政府委員(京谷昭夫君) お尋ねの点、二点あるわけでございますが、まず岡山市でいろいろ御論議のございます中央競馬会の場外馬券売り場の建設問題でござりますが、これまで申し上げておきましたとおり、私どもとしては、この場外馬券売り場の設置について中央競馬会が承認申請を出すかどうか、その申請を出した場合に、農林水産大臣として承認をするかどうか、という二つのプロセスがあるわけでございますが、岡山市の現在の実情についての認識としまして、私ども一つは、この問題について六十二年の七月に市議会が反対決議をしておるわけでございます。それからまた、地元調整の手続がいろいろ行われておるわけでございますけれども、一定の賛成者がいる一方で相当強い反対もある、こういう一連の事実がござります。

したがいまして、私どもの認識としましては、建物の有無にかかわらず、このような事実がある限りにおいては地元調整が十分にできているという判断はしがたいということでございます。したがいまして、中央競馬会の方から本件の承認申請が出されることはない。また、仮に出されるようなことがあってもその時点できども判断をせんやうに認識をしておるところでございます。

これは、岡山の現在問題になつておる案件とも深い関係があるわけでございますけれども、岡山では場外馬券売り場の建物の建築がだんだん進んでおります。そこで、地元の人たちの心配なのは、建物ができてしまふことはない。また、仮に出されるようなことがあってもその時点できども判断をせんやうに認識をしておるところでございます。

り場の建設設置についてどう基本的に対処していくのかということでございますが、私ども中央競馬を初めとします競馬その他の競馬につきまして、大衆娯楽として漸次定着しつつあるというふうに考えておりまして、これが健全な発展を遂げにくために、妥当な範囲で場外馬券売り場といふものが設置されていくことも必要なことであると考えております。

ただその場合に、既に從来から私ども公営競技等に関するいわゆる吉國答申にも示されておりました通り、こういふ施設については、地元の調整等に沿つて適切に対処していくことがやはり不可欠の条件であるということをございまして、この方針については、私ども以後とも堅持してまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○一井淳治君 ところで、この岡山市内で場外馬券売り場の建物を建築していこうとしております株式会社日限の場合でございますけれども、これは国会賛同その他の場面で明らかになつておる条件でござりますけれども、この原則に沿つて適切に対処していくことがやはり不可欠の条件であるということをございまして、この方針については、私ども以後とも堅持してまいりたい

としたがつて、これが健全な発展を遂げにくために、妥当な範囲で場外馬券売り場といふものが設置されていくことも必要なことであると考えております。

くのかということでございますが、私ども中央競馬を初めとします競馬その他の競馬につきまして、大衆娯楽として漸次定着しつつあるというふうに考えておりまして、これが健全な発展を遂げにくために、妥当な範囲で場外馬券売り場といふものが設置されていくことも必要なことであると考えております。

な馬券売り場ができるよう建築を進めていくこと、いうことであるとのことでござりますけれども、この会議録を見ますと、日限の場合には事前の打ち合わせも、連絡等も一切やらないで建築工事を進めているというふうなことが書かれておるわけでござります。

このような農水省の御指導にも従わない、中央競馬会、これは将来この建物を賃借することになるのでございましょうけれども、中央競馬会の申し出も一切聞き入れないで建築を続行する、既成事實をつくろうとしている、そういうことがあるわけでございます。この際、そんなことが起らぬないように、こういったことが重ねて行われますと本当に競馬の問題全般について非常に市民の間から不信も強まるでしょうし、こういったことがないよう農水省としても重ねて強力な御指導をいただきかねばならないというふうに思いますけれども、いかがでございましょうか。

○政府委員(京谷昭夫君) 先生から御指摘ございましたように、通常の場合におきましては所定の承認手続を経た上で、構造上も問題のないような設計上の打ち合わせをした上で、この施設が整備され歩いていくというプロセスをとるべきものと私は考へております。

本件につきましては、地元調整が完全に終了しないままに、建築基準法上の手続を踏んで事實上の建設行為が行われておる実情を見ますと大変殘念な事態である。私どもとして、可能な範囲で中央競馬会を通じましてこういった事態を惹起しないよう注意をしておりまするし、また先ほど申し上げました私どもの基本的な考え方、あるいは現状に対する認識というのも十分に先方に伝わっているはずであるというふうに思つておるわけでござります。

ただ残念ながら、現在の建築基準法の体系そのものと、一定の手續を踏んだ建物の建設工事がないわけでござります。私ども、ただいまのままでお話を踏まえまして、競馬会を通じて所要の指

お答え申し上げたいと思います。
踏まえれば、このままでは場外馬券売り場としての
機能、機能といいますか、承認をしていくということ
ことはあり得ないことであるということを重ねて
導を進めていきたいと思いますが、いずれにしま
しても、現実に今起こっている事態というものを

○一井淳治君 新しい場外馬券売り場の設置の許可権限という的是農水省にあるわけでございまして、通常であれば農水省の意向に反して建築を強行するということはしないのが普通ですけれども、本件の場合は明らかに農水省あるいは中央競馬会の意向に反して建設を強行しておるわけでございます。ですから、うがった人は、何か裏でどうこうあるのじやないかというふうなことを憶測するわけになりますけれども、私どもはそういうことは決してないというふうに確信しておるわけでございます。農水省の方から強い指導を重ねてぜひともやっていただきたいと、そういうふうにお願いしたいんですが、いかがでございましょうか。

○政府委員(京谷昭夫君) 先ほど申し上げましたとおり、御指摘を踏まえ、中央競馬会を通じて所要の指導をしてまいりたいと考えております。また、実態的に本件の決着を図るためにも、当

然関係者と話をしていかなければいけないと思いつつ、それが解決されるよう、私どもとしても競馬会を指導してまいります。

○一井清治君 岡山でもそういうふうな紛争が起つております。市会議員に対して三百万円という金額の現金を渡したとか、あるいはいろいろ地元で反目が起つりまして、小学校でも子供同士が賛成派と反対派が口をきかないというふうなことも現実に起こつてくるわけでございます。競馬というものは本当に人間の楽しみをふやすということで、遊びの要素といいますか、余り深刻な紛争などは、現実には地域でそういったふうな深刻な紛争を各地で起こしておるわけでございます。

岡山でも市議会で取り上げられて多数の反対決議がなされるとか、あるいは地域によつてはリールにまで発展するというふうな地域もございまし
た。

な工事の交渉とか地元の調整をするのではなくて、一定の業者が、その業者が地元の調整をしたいたいあるいは建築をするというふうになってまいります。地元が反対しておつてもそういうた業者はとにかく既得権をつくつたらいいというので、新規に土地を買いまくつたり、あるいは岡山でも見られますように、反対派が非常に強いのにもかかわらず、建設工事を進めていくといふなことがございまして、地域に非常に大きな不安や紛争が発生しているわけでございます。

私は考えるんですが、業者に地元調整とか建設工事を任せてしまつておるとどうしてもそうなつてしまふ。とにかく既得的な事實をつくつて、後は議員さんの、これは余り大きな声では言えないことかもしませんが、あり得ないことを希望するんですけれども、議員さんに金額を提供して了解してもらおうとか、あるいはいろんな利害を通じての誘導が行われるということで、反対派を抑え込

でいくといふうなことが行われる可能性が非常
に強いというふうに思うわけでございます。
そういうことがないよう、例えば建築にか
かる場合には、建築の前に地元の調整を済ませて
許可をとった後に建築をするようにするとか、あ
るいは中央競馬会自体が地元で調整や建築をする
とか、何か今までのやり方をかなり変えてもらわ
ないと、楽しみをふやすはずの競馬が実は地元に
いろんな不幸を巻き起こしているというふうな状
況がありますし、また岡山でも実際に出てきたん
ですけれども、議員さんに三百万円のお金を出す
というふうなことも非常にこれはやあいがよくな

際設置の仕方について、手続について御検討いただいた、今後こういったことが起らぬないように、例えば審議会でどうこうするとか、やり方にについての何らかの検討をお願いしたいというふうに思うわけでござりますけれども、いかがでございましょうか。

○政府委員(京谷昭夫君) 一般論として、中央競馬会の場外馬券売り場の設置の仕方についてのお話であらうかと思います。

現在までのところ、御承知のとおりこの場外馬券施設の設置のプロセスについては、こういった施設の提供者の発意を基本にして物事を進めてきておるという体制になつておりますして、したがいまして、設置に当たつての最大の重要な条件でござります地元調整も、発意をした施設提供者の側の仕事をとして進めていただいておるという状況にあるわけでございます。

その中で、実は地元調整の中でどういう調整が行われるかというのは大変地域によりまして千差万別でございまして、現在二十三カ所ほどの純粋の場外馬券売り場がございますが、相当の期間をかけて調整をしたもの、あるいは全く円滑に問題なく調整が済んだもの、千差万別でございます。そういう中で、定型的な手続、プロセスといふ

うかよく検討してみる必要があると思いますが、いずれにしましても、無用の地域内対立を惹起して住民の方に御迷惑をかけるというふうな事態が起こることは、大変遺憾な事態であると私も考えております。

そういうふた地域ごとの非常に多種多様な事情の違いというものも踏まえながら、どういう方途を講ずることによって、そりいつた深刻な地域内対立にならないような手順なりアクションの仕方にについてどうしていくべきか、先生のお話のあつた点も踏まえて少しく私どもとしても競馬会にも検討を命じ、我々自身もまた検討してみたいといふように考える次第でございます。

問題はないんでしようけれども、なかなかそういうこともありませんで、現実にいろんな不幸がまき散らされておる。全部が全部じゃこれは決してありませんけれども、非常にそういったことが最近問題になりつつありますので、御検討のほどをどうかよろしくお願ひしたいというふうに思ひます。

○ 井津治君 外国の酒に比べて非常に酒は原料の値段が高い。しかも、日本酒のコストの七〇%から八〇%は米にかかっているということが言われておりますので、日本の食文化の中心である日本酒を守るためにも、安い原料の確保をぜひとも重ねてお願ひしたいというふうに思います。

それから、他用途利用米を酒屋さんに供給する場合にとき方の問題でございます。最近では、純米酒とか吟醸酒とかということで、五〇%ぐらいあるいは五〇%を超えるようなとき方をしているというふうなことが多くなつておるようでござります。各お酒のメーカーともよい酒をつくる、個性ある酒をつくるということで、何とか生き残らうということで激しい戦略を立てて頑張つておるような状況になつてきつとありますけれども、そういうお酒の業界の状況に対応するためには、やはりこの他用途利用米を提供する場合の搗精度についても購入者の希望に沿うように多様なとき方をしていただきたいというふうに思うわけでございますけれども、そのあたりはいかがでございましょうか。

○ 政府委員(齊藤君) この酒米向けの他用途利用米でございますが、お話しのとおり実需者の要望にこたえたきめ細かな対応が望ましい、そういう方向で対応すべきであるというお話は、基本的にはそのとおりだと思つております。

初年度、六十二年度に最初三万トンと申し上げましたけれども、その際のやり方としましては一律七〇%の歩どまりで供給をしたということでございました。実需サイドの要望もございまして六十三年度にふやしました際には、搗精度合いで六〇%から七五%というふうに実需サイドの要望を入れまして、そういった彈力的な供給が行われたということをございます。また、試験的でございますけれども、玄米での供給も行われたところでございます。これからもそういった実需サイドの要望にどこまで応じられるか、それからまた一方では、こういったほかの米と価格の大幅に違う安い米の流通でございますので、その適正流通を確

○一井淳治君　酒のメーカーは、大体自分のところで米ととぐ機械を持っておりましてとげるわけです。ただ、この六分にといだ米をあと一分だけ自分の工場でとぐということはできないんで、これはもう玄米をいただいた方がいいというふうになつてくるのではないかと思ひますけれども、そういうふうな状況にうまく即応しながらお酒の原料を、安いよいお米を提供していただくよう願望いたしたいと思います。

次に、木材の関係でお尋ねいたしますけれども、木材の国内の需要の喚起のために、学校、公営住宅、その他の公共建築物に対してもう少し木造建築を普及するよう努力をいただきたい。特に現在補助率が、たしか公営住宅の補助率が木造とコンクリートづくりの場合は同率であるといふようなこともあると思います。例えば、この地元においては木材を使った場合は補助率を大幅に上げるとかそういうふうな御努力をお願いしたいわけでござります。これは建設省の方へ言うべきことではないかというふうなお話を出るかと思ひますけれども、農水省としてもできる範囲の御努力をお願いしたいから御質問する次第でございます。

○政府委員(松田義君)　木材需要の拡大は、我が国の森林資源を有効に活用いたしまして、林業あるいは木材産業の活性化を図る上からいっても重要でござります。したがいましてこれまで中央、地方を通しましてその拡大活動の促進につまりましたし、公共的建築物の木造化促進のシンボルとなります。ようなモデル木造施設の建設等も実施してきたところでございます。関係省庁に対しましても、その利用促進について協力を要請いたしているところでございまして、木造公営住宅の建設、これもこの数年まだ絶対量は多い状況にはなっておりませんけれども、五十五年、五十六年当時は約二百戸程度でございますが、六

十二年では千七百戸という形で非常に増加いたしました。また、学校施設につきましても、従来は木造の校舎の場合単価がRCよりも低かったわけにござりますが、RCと同じような形で単価をアップしていただいたおかげで、この数年学校施設の木造化が増加している、このような状況になつております。また建築基準の規制の合理化といったことにつきましても積極的に取り組んだところでござります。そのようなことで、木材の需要拡大につきましては努力いたしておりますところでございますが、木材をもつと国民の生活の身近なものに位置づけるといったような努力も進める中で、これからまた関係省庁と連携を保ちながら進めてまいりたいと考えております。

○井淳治君 それから、最近大量の木材が日本に輸入されておりますけれども、低開発国からの輸入が多いわけでございます。新聞記事なんか見ますと、熱帯雨林が大幅に伐採されて後植林が行なわれていない。これは地球の環境保全に非常によくない影響を及ぼしているということがよく問題になつておりますけれども、木材を輸入した場合、特に特定の地域から木材を輸入する場合には一定の金額を課して、その徴収した金額を伐採地の植林に充てるという、そういうふうな一つのアイデアが衆議院のたしか農水委員会でも出てまいりましたし、その他の場面でも提示されておるわけでございます。この間、たしか衆議院の本会議でもそれと同様の見解の表明があつたんですけど、それについては答えられませんでしたけれども、これについての御見解をこの際いただきたいというふうに思います。

○政府委員(松尾義君) 輸入木材に課徴金を課しまして、それを熱帯雨林の伐採跡地の植林に使つたらどうか。こういう御意見でございまして、一つの立派な御意見だと思うわけでございますが、輸入木材の生産国がそれに対してもどのように考えるのか、あるいはそのことが消費者の納得を得られるものかどうかというようなことで、現在の世

界貿易全体の流れから妥当性といったようなこともあるわけでございまして、慎重な検討が必要ではないか、このように考えている次第でござります。

要なものだとは思いますけれども、検討だけは継続して前向きにお願いしたいというふうに思っています。

の価格の問題について質問をさせていただきたいと思います。

売する業者です。これと牛乳を集荷した業者との間で、現在は各県一元集荷体制がでておられます。その交渉の中でも、その価格の交渉が行われます。その交渉の中で炭疽病の問題が出てまいります。炭疽病にかかった牛の牛乳が万一混在しておった場合は、その牛乳を全部捨ててしまつて、あるいはビスケットなんかに加工しておつた場合にはビスケットなんかも廃棄するというふうな問題が起りますので、炭疽病かもし発生した場合の危険負担をどうするかということが、乳搾を決める交渉の中で非常に大きな問題になつてきておつて交渉がスムーズにいかないということもあり得ると聞いております。

私は、そういうふたんを極めて例外的な問題で、乳価の交渉が円滑にいかないということは非常に幸福なことではないというふうに思いますので、この炭疽病が発生した場合の乳価の危機負担の問題、これについては公の段階、例えば政府あたりで対策を考えていただいて、民間での乳価の交渉は、その問題は考えなくていいというふうに思いましたが非常にいいんじゃないかというふうに思いますけれども、何か御見解をいただきたいといふふうに思います。

もも承知をしております

ただ、炭疽病といいますのは、家畜衛生上の問題でありますし、また食品衛生上も大変警戒すべき、その発生を防止すべきものということになつておりますし、私ども家畜衛生の観点で予防注射の接種等を自衛防疫あるいは家畜伝染病予防事業の一環として進めてきておりまして、その発生の実態というものは大変現在まれな事例になつております。最近私どもの聞いております報告で

は、乳用牛について見ますと、昭和六十一年度で全国で三件、それから六十二年度で一件、六十三年は特段の報告なしと、こういう状況でございま

す。そういう中で、炭疽病の発生した場合の危険負担の問題でございますが、実は炭疽病だけでは

なくて、やはり食品としての品質上の瑕疵担保責任をいかにするかというふうな問題が一般的にあるわけでございまして、炭疽病だけを取り上げて、先生のお話にあるような国の介入をしていくということは、必ずしも適當ではないというふうに私どもは考えておるわけでございます。基本的には、発生の件数も大変まれでございますし、やはりケース・バイ・ケースに、品質上の瑕疵担保責任の問題として、関係当事者間の取引条件の設定の中で適宜考えていかれるべき問題であるといふふうに考えておるところでございます。

○委員長(福田宏一君) この際、委員の異動について御報告をいたします。

として小西博行君が選任されました。

○鈴木貞敏君 本日の大臣の所信表明におきまして、その冒頭で、国際化の進展の中で農林水産行政が一大転換期を迎えておる、こういうことをおっしゃつておられたわけでございますが、まことにここ数年、私も本当に狂乱怒濤の時代であつた

など、こういう感を抱いているわけでございまして、

がと、こういふ恩を抱いてゐるわけでございま
す。牛肉等の自由化に伴う国内対策に関してのあ
る会合で、堀之内大臣は、酪農というのは楽し
なくて苦しい苦惱である。週休もなく、三百六十
五日働き続ける職業であると。これについて温か
い目を注がなくてはいかぬということで、大声を
出して獅子奮迅されていた姿を私想起するわけで
ございますが、そのお言葉をかりれば、この農業の
「農」というのはまさに苦惱の「惱」を強調して
いる。大の関心事でございます。先ほど來の説明でも、新
算定方式といふふうなことの説明もあつたわけで
ござりますが、市場では參議院選公示前にも米価決
定が行われるといふふうなこともあるわけでござ
いますが、この機におきまして、本年の生産者米価
につきましてどのよだんな方針で臨まれるか、大臣
の御所見をまずお伺いしたいわけでござります。
○國務大臣(堀之内久男君) 今年度の米価決定に

ような、本当に大変な時期であるなということを痛感している者の一人であるわけでございます。私はきょう、そういう意味で所信表明をお伺いについての基本方針についてお尋ねでございます。米価そのものは、やはり米そのものが農業の基幹をなすわけでございますので、これは農家の皆

しまして、農林水産業が我が国の社会経済あるいは国民生活を支えておる、これは当然でございますけれども、さらに根本的には国民精神の、何とんか等の自由化を行い、あるいは農産物十二品目一部自由化を行つておる。まちそんなりこはさんが重大な関心を持つておることはもう百も承知いたしております。特に最近、昨年来牛肉・かんきつ等の自由化を行ひ、あるいは農産物十二品目一部自由化を行つておる。まちそんなりこは

しますか。基本を算しておる。こうした中で、あるというふうに思つてゐる者の一人であるわけでござります。金錢ではばかり得ない数々の重要な問題が十分な対応をしてまいりまして、たゞたけれどもなかなか十分な理解を得られず、大変難家自身が不信を抱いてしまつたのです。

な役割を果たしている農林水産業、これにつきましてやはり確たる将来展望を示して、農林漁家が自助努力を基本にしながら、誇りと自信を持って持たれ、あるいはまた将来に不安を持つていらしゃいます。したがって、これから、将来の米価問題あるいは米問題等においても大変な心配を

生業にいそしめるようにしていただきたいという
ことを心から願うものでございます。
所言表明をお同いしまして、とこかく證論豈か
されておるところであります。そういう時期にこ
としの米価と、こういうことに相なるわけであり
まして、通常ならば七月上旬の後半ということに

成いたしまして、国際機関において何としまして、日本型農業といいますか、こういったものですか、日本型農業といいますか、こういったものの約束手形をしっかりと取りつけられていかれることで、精緻に細かい努力をこなしていただきまして、選挙前に何としてでもできないかということで、今事務当局で鋭意検討いたしておりますのであります。

業政策あるいは構造政策あるいは農林水産技術開発、こういった問題等につきましてお伺いしたいと思うわけでございますが、まず第一に、先ほどいろいろこういった点に同僚議員からも質疑がございましたけれども、生産者米価についてお伺いいたしたいと思います。

米につきましては、需給が依然として過剰基調との合意事項と申しますか、生産者米価の新算定方式というものが一応合意されておるわけであります。が、当然この算定方式によつて計算を進めなきやならないわけでありますけれども、しかしそれに当たりましても、私は稻作の一層の生産性の向上を図ることはもう当然でありますが、農業経営の安定を確保し、そしてまた国民の理解を得る

価格、そして安定供給が行える、こういうような三つの面を考えながら、そして米価審議会の意見をお聞きしながら最終的に適正な価格を決定したいと存しております。

しかし、先般米価審議会の小委員会でも出ておりますように、私どもがこれから考えなきゃならぬのは、もちろんこれは需給・価格を安定していくという食管の基本は当然守れとなつておりますが、市場原理を導入しろということは、これは買い上げた米の先の方だけの市場原理では私はだめだと言っておる。やはりもとから、生産指導の中にそうちした生産の原理というか市場原理ということになりますと、そこに品質格差を十分今後配慮すべきだ。このことが良質な農産物を提供する、こういう方向にいくであらうと存じます。したがつて、先般の麦価決定に当たりまして、そのような考え方を一部導入させていただきました。これから十分党の方とも協議をさせていただき、冒頭申し上げましたように適正な価格を決定したい、こういうように思つております。

○鈴木貞敏君 ひとつよろしくお願ひします。

次に、米の自由化、輸入の自由化問題でござりますけれども、この件につきましても質疑があつたわけでございますが、私からも再度確認しておきたいと思います。

昨年、R.M.A.が米国通商法三〇一条に基づきまして提訴を行うということがあつたわけですが、この提訴につきましては、政府・与党等各方面の強い働きかけもありまして却下されておるわけでございますが、関係農家としてはなお不安を抱いておるというのが実情でございます。そういう点から昨年の九月でござりますが、参議院の本会議でも米の自由化反対に関する決議といふものを全会一致で可決しておるというふうな状況もあるわけでござります。

私は、米の輸入自由化は断じてなすべきではないと思っておるものでございますが、この点につきまして再度大臣の御決意のほどをお伺いいたし

○國務大臣(堀之内久男君) 米の輸入自由化問題

についてのお尋ねであります。米の貿易問題につきましては、先ほども御答弁申し上げました

が、我が国の立場といたしましては、現在進行中のウルグアイ・ラウンドの場におきまして、各国いろいろこの農業問題には非常に問題点を抱えておるわけであります。そういう問題点あるいは制度等について、さらにまた私どもがいつも念頭に置いております米国のエーバー品目、あるいはウエーバー品目外の牛肉、砂糖類、そういうようなものも一緒にひっくりめで議論をこのガットの場で行うという段階になれば、米の問題をひっくりぬいてあらゆる農業諸問題を討議するということにおいては、我が國の方針としては変わらないつもりであります。

米は、御承知のとおり何といつても国民の主食であり、米に対しても生産者・消費者とも特別な感情を持つておるわけであります。しかもまた、我が農業の基幹をなすものでございます。また、水田稲作農業というものが国土あるいは自然環境の保全、あるいはまた稻作農業というのは昔から伝統ある農村の民謡とかあるいは芸能というものは、この稻作にまつわったものが非常に多いわけであります。そういう地域経済上も不可欠の役割を果たしておると承知いたしておるわけであります。

このような米及び稻作の重要性にかんがみまして、さらに先般、先ほど御指摘ありましたように国会における決議等の趣旨を十分体しまして、今後どのように具体化していくのか、そういう定かでないというふうなこともあるわけでございまが、そういう点を含めまして、この報告についてどのように考へているのか。また、これを今後どのように御見解を伺いたいと思います。

○鈴木貞敏君 まあひとつよろしくお願ひいたします。

次に、農産物の輸入自由化と関連対策につきましてでございますが、昨年決定されました牛・かん、農産物十二品目の輸入自由化措置をめぐりましていわゆる農政不信といいますか、そういうふうなことでもあるわけですが、その点を今後どのように御見解を伺いたいと思います。

次に、農産物の輸入自由化と関連対策につきましてでございますが、昨年決定されました牛・かん、農産物十二品目の輸入自由化措置をめぐりましていわゆる農政不信といいますか、そういうふうなことでもあるわけですが、その点を今後どのように御見解を伺いたいと思います。

次に、農産物の輸入自由化措置の決定に当たりましては、農政の基本に触れる問題であるとして政府・与党の総力を挙げて取り組みまして、その間農業団体とも相談しながら大変厳しい国際世論の中、本当に農業者の利益を考えて、我が農業の存立を守るために万全の国内対策を講じた上でござりぎりの決断をしたのであります。しかし、残念ながらこうした国内対策の内容が十分農家に正しく伝わらず、自由化への不安感だけが増幅されたというふうなうらみがあつたわけでござります。

今後、国内対策を実施するに当たりましては、その内容が十分農家に伝わるよう関係機関を通じましてPR活動を積極的に行うとともに、状況に

に関する報告についてお伺いいたしたいと思います。

食糧管理制度は、国民の主食である米を政府が責任を持って管理することによりまして、生産者の再生産を確保するとともに消費者への安定供給を図るという重要な役割を果たしておるわけでございます。この食管制度につきましては、これまでいろいろこの農業問題には非常に問題点を抱えておるわけであります。そういう問題点あるいは制度等について、さらにはまた私どもがいつも念頭に置いております米国のウエーバー品目、あるいはウエーバー品目外の牛肉、砂糖類、そういうようなものも一緒にひっくりめで議論をこのガットの場で行うという段階になれば、米の問題をひっくりぬいてあらゆる農業諸問題を討議するということにおいては、我が國の方針としては変わらないつもりであります。

米は、御承知のとおり何といつても国民の主食であり、米に対しても生産者・消費者とも特別な感情を持つておるわけであります。しかもまた、我が農業の基幹をなすものでございます。また、水田稲作農業というものが国土あるいは自然環境の保全、あるいはまた稻作農業というのは昔から伝統ある農村の民謡とかあるいは芸能というものは、この稻作にまつわったものが非常に多いわけであります。そういう地域経済上も不可欠の役割を果たしておると承知いたしておるわけであります。

このように米及び稻作の重要性にかんがみまして、さらに先般、先ほど御指摘ありましたように国会における決議等の趣旨を十分体しまして、今後どのように具体化していくのか、そういう定かでないというふうなことがあるわけでございまが、そういう点を含めまして、この報告についてどのように考へているのか。また、これを今後どのように御見解を伺いたいと思います。

次に、農産物の輸入自由化措置の決定に当たりましては、農政の基本に触れる問題であるとして政府・与党の総力を挙げて取り組みまして、その間農業団体とも相談しながら大変厳しい国際世論の中、本当に農業者の利益を考えて、我が農業の存立を守るために万全の国内対策を講じた上でござりぎりの決断をしたのであります。しかし、残念ながらこうした国内対策の内容が十分農家に正しく伝わらず、自由化への不安感だけが増幅されたというふうなうらみがあつたわけでござります。

今後、国内対策を実施するに当たりましては、その内容が十分農家に伝わるよう関係機関を通じましてPR活動を積極的に行うとともに、状況に

応じた協機心変な対応を行うべきだと考えるわけでございますが、ここで改めて農産物の輸入自由化の決定に至る経緯とこれに対する大臣の所信を伺いまして、この問題に対する理解というものをおろしくお願いいたします。

○政府委員(塙鉢一郎君) 自由化の経緯につきましては、今申し上げたような諸般の事情を考慮してまいりたいと思うのでございますが、大臣よろしくお願いいたします。

○政府委員(塙鉢一郎君) 自由化の経緯につきましては、大変長い経緯があるわけでございます。一九七〇年代の終わりに東京ラウンドの一環といつしまして、日本並びに日本と豪州との間で牛肉・かんきつを中心いたしまして輸入枠を拡大する協定を結んだわけでございます。当時から既にアメリカ等は單なる輸入枠の拡大ではなくて自由化の要求を強く主張していたわけでございますが、枠の拡大ということで協定を結んだわけでございます。さらに、その協定の切れました一九八四年に再度同様の交渉を行いました。この際は、アメリカ等の主張もさらに自由化に向かっての大変強い主張がございましたけれども、基本的には、牛肉につきましても、かんきつにつきましても輸入枠を継続いたしまして拡大を図るということで妥協をしたわけでございます。

その協定の最終期限が一九八八年、昨年の三月に参るということで、一昨年の秋からアメリカ、豪州との接触があつたわけでございますが、率直に申し上げましてアメリカは、今回もやはり輸入枠の撤廃以外は受けつけないということでおもい主張がございまして、それ以外では交渉のテーブルにも着かないという強い主張がございました。そういう関係国からの大変厳しい要求に加えまして、国内における世論の動向あるいはガットにおける輸入制限についてのルール、そういったもの考慮いたしまして今回の自由化の決定がなされた。

御

承知のよう昨年の三月並びに四月の二度にわたりまして、当時の佐藤農林水産大臣がワシントンに行かれて大変厳しい交渉を展開したわけでござる。牛肉・かんきつ並びに十二品目の一部につきましては、牛肉の一部につきましては、かんきつが行われたわけでございます。

まず、牛肉・かんきつにつきましては大変長い

経緯があるわけでございます。一九七〇年代の終

わりに東京ラウンドの一環といつしまして、日本

並びに日本と豪州との間で牛肉・かんきつを中心

いたしまして輸入枠を拡大する協定を結んだわ

けでございます。当時から既にアメリカ等は單な

ことで協定を結んだわけでございます。さらに、

その協定の切れました一九八四年に再度同様の交

渉を行いました。この際は、アメリカ等の主張も

さらに自由化に向かっての大変強い主張がござ

いましたけれども、基本的には、牛肉につきまし

ても、かんきつにつきましても輸入枠を継続いたし

ました。この二回間でそれにかわる國

で、これならば少しでも条件のよい方向でとく

ことで、三月、五月、六月と三回にわたり二回間

内挙げての大変な反対でありましたけれども、こ

の関係者に一緒に参加をいただきながら応援を

いたいたところであります、ただいま局長が

申しましたように、この二回間でそれにかわる國

で大臣が渡米されまして、そして党からもたくさ

い申しますが、今申し上げたような諸般の事情を考慮いたしましたが、かんきつはござります。

そこで、かつて大変厳しい交渉を展開したわけでござる。牛肉・かんきつ生産の存立

を守るためのぎりぎりの線ということで妥協を図

つたのが経緯でございます。

それから一方、農産物の十二品目につきましては、牛肉・かんきつとほぼ並行いたしまして、主と

してアメリカの方から、この十二品目の輸入数量

を守るために十二品目の輸入枠にかわる新

たな国境措置の導入と国内対策を実行することに

いたしまして、これがガットの場でやりますと、結果的にタロの裁

定はもう火を見るより明らかだ。そういうこと

で、これならば少しでも条件のよい方向でとく

ことで、三月、五月、六月と三回にわたり二回間

で大臣が渡米されまして、そして党からもたくさ

い申しますが、今申し上げたような諸般の事情を考慮いたしましたが、かんきつはござります。

そこで、かつて大変厳しい交渉を展開したわけでござる。牛肉・かんきつ生産の存立

を守るために十二品目の輸入枠にかわる新

たな国境措置の導入と国内対策を実行することに

いたしまして、かつて大変厳しい交渉を展開したわけでござる。牛肉・かんきつ生産の存立

を守るために十二品目の輸入枠にかわる新

たな国境措置の導入と国内対策を実行することに

いた

この課題的に的確に対応していくためには、内外の敵しい情勢を克服しながら、農業者が意欲を持つて農業に取り組むことができるようにする必要がありますが、農業生産の現場からは、先行きが不透明であるという不安あるいは不満が寄せられ来ておるわけでございます。このため、まず将来を見通しながら當農が営めるような長期間の農業ビジョンといいますか、そういうものが示されると、いうことが必要であると思うわけでございますが、このことにつきましての御見解をお伺いしたいと思います。

を流しながら、食料を安全に、安全な良質なそして衛生的なものを安定的に供給してくれる、そこにやつぱり国民全体が理解をしてくれなければこの国土というものをだれが守ってくれましょ。この狭い国土を、これを担つておるのは日本の農林水産業に携わつておられる農民の方々、漁民の方々、皆さんあるいは林業の皆さん方だと私は思つます。そういう国土保全という大きな多面的な役割をこの農村の皆さん方が担つていらっしゃる。これももう、こういう公益性というのはとても金では評価できないわけです。

そういう中にあって、私どもはこれからの方針は進めていかなければなりませんが、一方では技術革新が進みまして、特にバイオテクノロジー等の技術が相当進んでまいっております。た、農村では農地の賃貸借あるいは農作業の委託によって規模拡大を図つておる地域もあるし、あるいは農家の意欲によつては、地域によつては果実を積極的に輸出を試みている地域もあります。こういうようなことを考えますときに、今この技術進歩や、あるいは農業者の創意工夫によりまして地域の特性を生かしながら、農業がまたある産業として私は十分可能であると考えてお

卷之三

御指摘のとおり、今後の後継者あるいは農業の担い手に将来の夢を持たせるような方向でという御指摘であります。私は基本的に生産の合理化をやり、あるいはコストダウンを図っていくということ、これはもう当然の結果であります。が、農業化ということを余りにも強調し過ぎるために、私は農村の皆さんに不安を持っておると思うわけですね。日本の二十五、六倍もあるアメリカの国士、あるいはまたそれ以上にあります豪州やアルゼンチン、そういうようなところの農産物と、日本が幾ら合理化していくましてもしょせん価格で競争ということは相ならない。こういうことを私は強くお互いがます基本的に認識しなきやいかぬと思います。

したがつて、これからも農産物はなるべく価格は縮めていくが、これを先般経済同友会ですか、こういう方が出してくれる提言なんぞというのは、これはもう非常識も甚だしい。きのうちょっとどう経団連の会がありましたから、ちょっとそこであいさつの順番があれば私も言おうかと思いましてけれども、斎藤会長やら来ておりましたから。とんでもない提言をやっておるわけであります。私は、ああいう提言は非現実的であると、こういうことを強く抗議したいと思っております。

この狭い国土で、そして農家の皆さんがあ々汗

次の水田、稻作の休耕制度が四十年代にとられました。が、あのときに三年間、あの当時は休耕を三年しても全部金を支給した時代であります。ところが、この三年が終わりましてから、それからまた水田に復旧しようとしたら大変なこれは労力を費したんです。もともともう山みたいになつてしましますから。やはり私は農家の皆さんが鋭意こうした稻作なりあるいは畑作なり、いわゆる山村を守つていただくというの国土保全という大きな役割を果たしておるということをもう身をもつて感じております。

そういうことを考えますときに、私どもは今後、余り価格政策というのではなくて、良質の品物を提供する、安全、衛生で、そしていかなる事態が起こっても、我々生命の基本になります食料を供給していくのが農林水産業だという深い御認識をいただけますように、我々まず国民全体にこのPRをしていくべきなきやならぬ。特に、経済、財界団体等が、農業置産業は二十四時間操業なんです。我々農業といふのは、これはもう自然を相手にして年一回しかできない産業である。だから、そういう特殊な事情にありますといふことも御認識を賜りますよう、これから我々が、外からそういう農業の置産業である立場というものを御認識賜わるような方向で、ますます努力をしていこうと、こういうように思ひます。

このよきな状況を踏まえて、さきの農政審議会でも明らかにされておるとおりでありますから、一層の生産性の向上を進め、あるいは国内で基本的な食料供給力の確保を図りながら農業経営の安定、これはもうどうしても欠かすことはできませんが、これを確保するとともに、国民の理解を得る価格での食料の安定供給に努めることと、本として諸般の施策を強力に展開してまいりたいと存じます。また、農業者が将来を見通しつつ農業を展開することができるよう、現行の長期見通しに変えまして、平成十二年を目標年次といいまして新たな農産物の需要と生産の長期見通し策定することといたしております。この計画ども見通しを策定してまいりたい、こういうふうに考えております。

○鈴木眞敏君 ただいま国際化あるいは自由化こういった問題、大臣のいろいろ深いお考えを聞いて感ずること多いわけでございますが、またわせて規模拡大あるいは構造政策、こういつづいても、狭い日本の国土、自然的条件の中では、それぞれのお考えがあるわけでございまけれども、やはり日本の国土を考えました場合に、アメリカのような国土と比較しても本当に自動車で三十分、一時間もかかるようなところ出かけていくつて農耕をするという、そういう

本章の結果を要約するうえで、題材を複数枚

ものを進めてまいりまして、中核農家の規模拡大あるいは生産面の組織化といったようなことを促進していく必要がある、このように考えておるわけでございます。こういう観点から、農用地利用増進事業を基軸といたしまして幾つかの課題に積極的に取り組んでまいる必要があると、このようになっております。

○鈴木貞敏君 零細小規模自作農といいますか、そういう形態の中で、構造政策の必要性は十分わかるわけでございますが、今おっしゃいましたような総合的な施策、そしてまた大臣の所信表明の中にも触れられておりますが、効率的な生産の展開が困難な中山間地帯、こういったものに対する配慮、そういうもののを含めまして構造政策、本当に総合的な施策をひとつよろしくお願ひしたいということをお願いしたいわけでございます。

○政府委員(谷野陽君)　ただいま御指摘がございましたよう、現下の農林水産業を取り巻きます情勢の中で、研究開発特にバイオテクノロジー等の先端的、革新的技術への期待は極めて大きいです。

いましたように、現場に近いところでの研究というものは大変重要でございます。バイオテクノロジーにつきましても、国の段階だけではなくて、各都道府県の試験研究機関に対しましても地域バイオテクノロジーの研究開発の推進というようなことで、私どもの方からも一定の助成をするとかあるいは各試験場の研究者の資質の向上といふことで、研修等を私どもの方の研究機関で引き受けるというようなことで、国、県相携えてこれに努力しているところでございます。

また、民間、大学等につきましても、これらの機関の持つますいろいろなノーザウ、特徴等を活用いたしまして国と一体となって研究を進めたい、こういう考え方で進めてきているところでござります。民間につきましては、昭和六十一年にいわゆる生研機構という名前で呼んでおりますが、このための組織を新しく創設したところでござります。

とにつきましての各地域における合意形成を急ぐとともに、担い手あるいは地域リーダーの育成確保という課題に対処する必要がある。また、農業受託委託の促進を含めました多様な農地流動化の掘り起こし活動を強化していく。これまでも一定程度の成果をおさめておるわけでござりますけれども、兼業の進化あるいは高齢化といったような農地流動化を進める上の契機になるような事情も出てまいっておりますので、そういう契機をとらえながら農地流動化の掘り起こし活動の強化を行っていく。

また、土地基盤の整備は構造改善を進めていく上で非常に重要な基礎的条件を整備するものでござります。さらに農地の出し手になる方々への安定的な就労機会の確保、こういった幾つかの課題に積極的に取り組んでいくことが必要であるう、このようて考えておるわけでござります。

元年度におきましても、予算なり金融なり、規制なりの各般の面にわたりまして関係施策の一環の拡充を図らしていただいたつもりでございますけれども、さらに関係機関なり団体によります用地の利用調整活動の活発化ということを中心としたしまして、構造政策を積極的に推進していくための法制整備といったしまして、今般農用地利用増進法の一部改正法案を御提案させていただいております次第でございまして、ひとつよろしくお願ひしたいと、このように考えておる次第でございまして、

○鈴木貞敏君 零細小規模自作農といいますか、そういう形態の中で、構造政策の必要性は十分わかるわけでございますが、今おっしゃいましたような総合的な施策、そしてまた大臣の所信表明の中にも触れられておりますが、効率的な生産の展開が困難な中山間地帯、こういったものに対する配慮、そういったものを含めまして構造政策、本当に総合的な施策をひとつよろしくお願ひしたいということをお願いしたいわけでございます。次は、農林水産技術の開発についてお伺いしたいと思います。

大臣の所信表明の中では、数ヵ所にわたりましてバイオテクを始めとする技術開発という言葉が本産行政の中にも含まれておりますし、触れられておられるわけでございます。また、農林省におかれましても、農林水産技術会議を中心いたしまして、各分野で各種の非常にいろいろの開発に取り組んでおられるというふうなことを聞いておるわけでございますが、この面につきましては、何といつても開発には時間がかかる。しかも、我が国の零細経営の農家にとりましては、こういった開発というのは大変これは負担が大きい。先ほど大臣がおっしゃいましたように一年に一回しか作物がとれない。したがって、これにかける何といいますか、思い入れというものは大変なものであるわけでございまして、それだけにこういった品質改良品を含めたもろもろの技術開発ということは、国の方で立場で相当力を入れてやっていかなくちゃならぬというふうに思うわけでございます。

そういう面で、今の体制なり陣容なり予算なり、そういうふうなもので果たしてどうなんだといふふうなことを心配するわけでございます。そしてまた、開発に当たりまして、博士論文を取るためにアカデミックな研究ということじやなくて、やはり現場に絶えず還元するようなそういうひとつの研究でなくちやいかぬと、こう思いますし、また研究対象というものも、やはり現場のニーズに応じた、本当に生き生きとしたそいつたものでなくちやいかぬと思います。そういう面の配慮さ

らにまた産業協同といいますか、大学なりあるいは民間との協力、あるいは他省庁とのそれぞれの協調、こういった面も大変大切であろうと思われます。非常に大切な技術開発、バイオテク、こういった面につきましてひとつ見解をお伺いしたいと思います。

○政府委員(谷野陽君)　ただいま御指摘がございましたように、現下の農林水産業を取り巻きます情勢の中で、研究開発、特にバイオテクノロジー等の先端的、革新的技術への期待は極めて大きいわけでございます。

ただいま御指摘がございましたように、農林水産業の研究開発につきましては、農家その他の段階での技術開発につきましては限りがあるわけでございまして、従来から国を中心とする体制の中で技術開発を進めてきたわけでございますが、このような最近におきます諸情勢の変化に対応いたしまして、私どもの関係の研究機関につきましても体制の再編成を行つたところでございます。例えば昭和五十八年には、バイオテクノロジーの専門研究機関でございます農業生物資源研究所を開設いたしましたし、また最近に至りましても、第波におきます各研究機関あるいは各地域にございます農業試験場の体制につきましても逐次見直しを行つてまいりました。この十年間でかなりの体制の再編が進んだというふうに考えておるわけでございます。

また、その内容につきましても、ただいま御指摘がございましたように、バイオテクノロジー等の新しい技術を使いまして、品種改良を進めるというような新しいプロジェクト研究を進めてきておりまして、例えばバイオテクノロジーを使いまして、たとえばバイオテク育種二〇〇〇年計画というようなプロジェクトがあるわけでございますが、毎年四億五千万円程度の研究費を投入いたしまして、十五年間という長期の計画での育種、改良の計画を現在進めているところでございます。

また、農業の場合には、ただいま御指摘がござ

いましたように、現場に近いところでの研究というものは大変重要でございます。バイオテクノロジーにつきましても、国の段階だけではなくて、各都道府県の試験研究機関に対しましても地域バイオテクノロジーの研究開発の推進というようなことで、私どもの方からも一定の助成をするとかあるいは各試験場の研究者の資質の向上ということで、研修等を私どもの方の研究機関で引き受けるというようなことで、国、県相携えてこれに努力しているところでございます。

また、民間、大学等につきましても、これらの機関の持つますいろいろなノーハウ、特徴等を活用いたしまして國と一体となって研究を進めたい、こういう考え方で進めてきてるところでござります。民間につきましては、昭和六十二年にいわゆる生研機構という名前で呼んでおりますが、このための組織を新しく創設したところでございます。

ただいま申しましたように、この数年間体制整備はかなり進んだわけでございますが、今後はこの中で予算を重点的に投入いたしまして、我が農業の将来に展望が開けるような研究開発に一層努力をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○鈴木貞敏君 いろいろお伺いしたいこともあるわけでございますが、最後に御要望申し上げたいと思うわけでございます。

現在は価値観の多様化の時代とかこんなことで言われているわけでございますが、私はそういう中でやはり公正といいますか、そういうた価値をどういう格好で貫くか、これが一番政治なり行政の要諦かな、こんな考えも持っているわけでございます。そういう意味で全国隅々まで愛情のある政治、行政といいますか、そういったものを浸透させていく、ということが、何といいましても信頼される政治なり行政を実現するがなめであろうと、こう思うわけでございます。

大臣、先ほど絆団連等のお話もございましたけれども、農業過保護というようなことでもることに

誤った、十四兆円を補助しているなんというふうでもない数字を挙げて、過保護を批判している本を読んでびっくりしたようなこともあるわけでござりますが、いずれ商工業に比しましていろいろのやはりハンディキャップといいますか、そういうものの中の背負う第一次産業、農林水産業といふものに対しているいろの対策といふものは、決してこれは保護じゃなくて公正の実現であると、こうも思うわけでございます。

そういう意味で、ひとつ堀之内大臣のもとに農水省の皆さん結束を固めて、国民のコンセンサスを得て、これから未来に向かつて推進していくたまくよう心からお願いしまして、質問を終わらせさせていただきました。

○刈田貞子君 午前中に引き続き、大臣御苦労さまでございます。

大臣は、所信の中で「農業者が将来を見通しつつ、営農を展開できるような中長期展望を確立する」ということを言っておられます。確かに、今日の農業にとって展望は非常に大切なものでございまして、猫の自農政と言われてはばかりなかつたこれまでの日本の農業、ぜひ展望が必要だというふうに思います。しかし、中長期展望を出すにはまず短期的展望がなければならないであろうと

いうふうに思います。

そこで私は、平成元年度農業観測に従つて今日の農業、短期的展望をどう考えられるかというこ

とをまずお伺いしなければならないと思うんで

す。先ほど平成十年ですか、までの中期的展望

というようなものも作成なさるということをおっしゃつておられましたけれども、私はこの平成元

年年度の農業観測を読ましingいたく限りにおいては、なかなか夢のある展望といふのは作成しくいといふ要因が多過ぎるのではないか、こんなふうに思つております。我が国の農業を取り巻く情勢、主要農産物の価格の低下あるいは農業資材の値上がり、あるいは農業就業人口の減少、あるいは農産物輸入の増加等々と、これはみんな挙げま

すとなかなか厳しい条件がそろつていいようというふうに思います。

そこで、まず中長期というよりは短期的展望についてお伺いしておきたいと思います。

その年に對していろいろの対策といふものは、決してこれが保護じゃなくて公正の実現であると、こうも思うわけでございます。

そういう意味で、ひとつ堀之内大臣のもとに農水省の皆さん結束を固めて、国民のコンセンサスを得て、これから未来に向かつて推進していくたまくよう心からお願いしまして、質問を終わらせさせていただきました。

○刈田貞子君 午前中に引き続き、大臣御苦労さまでございます。

大臣は、所信の中で「農業者が将来を見通しつ

つ、営農を展開できるような中長期展望を確立す

る」ということを言っておられます。確かに、今

年しなければこれは出でこない。したがつて、私

どもはやはり中長期的に嗜好の変化といふものを

考へていかなきやならない。

例えは、ミカン対策でありますか、私が市長を

しておる時代でありましたが、ちょうど今農林公

庫の裁をされております松本さんが企画室長を

されておられた。その当時、昭和四十六年でした

けれども、もうこれ以上ミカンを奨励したらこれ

は無理ですよと、国民がみんな黄色くなるんじや

ないかといつて私は抗議を行つたことがあります。

そのとき松本室長は、いやもうそれはわかつ

ておるんだけれども、どうしても今いいものだか

ら、ミカン農家かいから各地方の国会の先生方

がどうしてもおれのところもさせろ、おれのところも金を出せと言われるものだから、どうしても

歯どめがきかないということを言われた。

私はそのときのことを考へてみますと、一時

ミカンも三百六十万トン生産しておるんです、生

産がですね。それが全部消化された時代がある。

今は二百万トンなんです。だから、もうずっと嗜

好の変化といふか、経済とあるいは国民の所得の

変化とか新しい技術の開発によつていろんな作物

が生まれてまいりました。例えは最近は、食卓に

一番よく出ますのがイチゴでありメロンなんで

す。農家の皆さんがかんきつを、ミカンを自由化

しただけしからぬとよく言うけれども、ミカンと

競争をしたのはメロンなんです、イチゴなんで

す。何もアメリカのオレンジじゃなかったわけで

す。もう二年前からだめなんです、ミカンは、私

のところは。

ふうに思います。

そこで、まず中長期というよりは短期的展望に

ついてお伺いしておきたいと思います。

その年に對していろいろの対策といふものは、決

してまずこれは難しいわけであつてどうしても中長

期的にならざるを得ない。これは「桃栗三年柿八年」といつて、同じ作物を植えましても三年か四年しなければこれは出でこない。したがつて、私

どもはやはり中長期的に嗜好の変化といふものを

考へていかなきやならない。

例えは、ミカン対策でありますか、私が市長を

しておる時代でありましたが、ちょうど今農林公

庫の裁をされております松本さんが企画室長を

されておられた。その当時、昭和四十六年でした

けれども、もうこれ以上ミカンを奨励したらこれ

は無理ですよと、国民がみんな黄色くなるんじや

ないかといつて私は抗議を行つたことがあります。

そのとき松本室長は、いやもうそれはわかつ

ておるんだけれども、どうしても今いいものだか

ら、ミカン農家かいから各地方の国会の先生方

がどうしてもおれのところもさせろ、おれのところも金を出せと言われるものだから、どうしても

歯どめがきかないということを言われた。

私はそのときのことを考へてみますと、一時

ミカンも三百六十万トン生産しておるんです、生

産がですね。それが全部消化された時代がある。

今は二百万トンなんです。だから、もうずっと嗜

好の変化といふか、経済とあるいは国民の所得の

変化とか新しい技術の開発によつていろんな作物

が生まれてまいりました。例えは最近は、食卓に

一番よく出ますのがイチゴでありメロンなんで

す。何もアメリカのオレンジじゃなかったわけで

す。もう二年前からだめなんです、ミカンは、私

のところは。

ふうに思います。

そこで、まず中長期というよりは短期的展望に

ついてお伺いしておきたいと思います。

その年に對していろいろの対策といふものは、決

してまずこれは難しいわけであつてどうしても中長

期的にならざるを得ない。これは「桃栗三年柿八年」といつて、同じ作物を植えましても三年か四年しなければこれは出でこない。したがつて、私

どもはやはり中長期的に嗜好の変化といふものを

考へていかなきやならない。

例えは、ミカン対策でありますか、私が市長を

しておる時代でありましたが、ちょうど今農林公

庫の裁をされております松本さんが企画室長を

されておられた。その当時、昭和四十六年でした

けれども、もうこれ以上ミカンを奨励したらこれ

は無理ですよと、国民がみんな黄色くなるんじや

ないかといつて私は抗議を行つたことがあります。

そのとき松本室長は、いやもうそれはわかつ

ておるんだけれども、どうしても今いいものだか

ら、ミカン農家かいから各地方の国会の先生方

がどうしてもおれのところもさせろ、おれのところも金を出せと言われるものだから、どうしても

歯どめがきかないということを言われた。

私はそのときのことを考へてみますと、一時

ミカンも三百六十万トン生産しておるんです、生

産がですね。それが全部消化された時代がある。

今は二百万トンなんです。だから、もうずっと嗜

好の変化といふか、経済とあるいは国民の所得の

変化とか新しい技術の開発によつていろんな作物

が生まれてまいりました。例えは最近は、食卓に

一番よく出ますのがイチゴでありメロンなんで

す。何もアメリカのオレンジじゃなかったわけで

す。もう二年前からだめなんです、ミカンは、私

のところは。

ふうに思います。

そこで、まず中長期というよりは短期的展望に

ついてお伺いしておきたいと思います。

その年に對していろいろの対策といふものは、決

してまずこれは難しいわけであつてどうしても中長

期的にならざるを得ない。これは「桃栗三年柿八年」といつて、同じ作物を植えましても三年か四年しなければこれは出でこない。したがつて、私

どもはやはり中長期的に嗜好の変化といふものを

考へていかなきやならない。

例えは、ミカン対策でありますか、私が市長を

しておる時代でありましたが、ちょうど今農林公

庫の裁をされております松本さんが企画室長を

されておられた。その当時、昭和四十六年でした

けれども、もうこれ以上ミカンを奨励したらこれ

は無理ですよと、国民がみんな黄色くなるんじや

ないかといつて私は抗議を行つたことがあります。

そのとき松本室長は、いやもうそれはわかつ

ておるんだけれども、どうしても今いいものだか

ら、ミカン農家かいから各地方の国会の先生方

がどうしてもおれのところもさせろ、おれのところも金を出せと言われるものだから、どうしても

歯どめがきかないということを言われた。

私はそのときのことを考へてみますと、一時

ミカンも三百六十万トン生産しておるんです、生

産がですね。それが全部消化された時代がある。

今は二百万トンなんです。だから、もうずっと嗜

好の変化といふか、経済とあるいは国民の所得の

変化とか新しい技術の開発によつていろんな作物

が生まれてまいりました。例えは最近は、食卓に

一番よく出ますのがイチゴでありメロンなんで

す。何もアメリカのオレンジじゃなかったわけで

す。もう二年前からだめなんです、ミカンは、私

のところは。

ふうに思います。

そこで、まず中長期というよりは短期的展望に

ついてお伺いしておきたいと思います。

その年に對していろいろの対策といふものは、決

してまずこれは難しいわけであつてどうしても中長

期的にならざるを得ない。これは「桃栗三年柿八年」といつて、同じ作物を植えましても三年か四年しなければこれは出でこない。したがつて、私

どもはやはり中長期的に嗜好の変化といふものを

考へていかなきやならない。

例えは、ミカン対策でありますか、私が市長を

しておる時代でありましたが、ちょうど今農林公

庫の裁をされております松本さんが企画室長を

されておられた。その当時、昭和四十六年でした

けれども、もうこれ以上ミカンを奨励したらこれ

は無理ですよと、国民がみんな黄色くなるんじや

ないかといつて私は抗議を行つたことがあります。

そのとき松本室長は、いやもうそれはわかつ

ておるんだけれども、どうしても今いいものだか

ら、ミカン農家かいから各地方の国会の先生方

がどうしてもおれのところもさせろ、おれのところも金を出せと言われるものだから、どうしても

歯どめがきかないということを言われた。

私はそのときのことを考へてみますと、一時

ミカンも三百六十万トン生産しておるんです、生

産がですね。それが全部消化された時代がある。

今は二百万トンなんです。だから、もうずっと嗜

好の変化といふか、経済とあるいは国民の所得の

変化とか新しい技術の開発によつていろんな作物

が生まれてまいりました。例えは最近は、食卓に

一番よく出ますのがイチゴでありメロンなんで

す。何もアメリカのオレンジじゃなかったわけで

す。もう二年前からだめなんです、ミカンは、私

のところは。

ふうに思います。

そこで、まず中長期というよりは短期的展望に

ついてお伺いしておきたいと思います。

その年に對していろいろの対策といふものは、決

してまずこれは難しいわけであつてどうしても中長

期的にならざるを得ない。これは「桃栗三年柿八年」といつて、同じ作物を植えましても三年か四年しなければこれは出でこない。したがつて、私

どもはやはり中長期的に嗜好の変化といふものを

考へていかなきやならない。

例えは、ミカン対策でありますか、私が市長を

しておる時代でありましたが、ちょうど今農林公

庫の裁をされております松本さんが企画室長を

されておられた。その当時、昭和四十六年でした

けれども、もうこれ以上ミカンを奨励したらこれ

は無理ですよと、国民がみんな黄色くなるんじや

ないかといつて私は抗議を行つたことがあります。

そのとき松本室長は、いやもうそれはわかつ

ておるんだけれども、どうしても今いいものだか

ら、ミカン農家かいから各地方の国会の先生方

がどうしてもおれのところもさせろ、おれのところも金を出せと言われるものだから、どうしても

歯どめがきかないということを言われた。

私はそのときのことを考へてみますと、一時

ミカンも三百六十万トン生産しておるんです、生

産がですね。それが全部消化された時代がある。

今は二百万トンなんです。だから、もうずっと嗜

好の変化といふか、経済とあるいは国民の所得の

変化とか新しい技術の開発によつていろんな作物

が生まれてまいりました。例えは最近は、食卓に

一番よく出ますのがイチゴでありメロンなんで

す。何もアメリカのオレンジじゃなかったわけで

す。もう二年前からだめなんです、ミカンは、私

のところは。

ふうに思います。

そこで、まず中長期というよりは短期的展望に

ついてお伺いしておきたいと思います。

その年に對していろいろの対策といふものは、決

してまずこれは難しいわけであつてどうしても中長

期的にならざるを得ない。これは「桃栗三年柿八年」といつて、同じ作物を植えましても三年か四年しなければこれは出でこない。したがつて、私

どもはやはり中長期的に嗜好の変化といふものを

考へていかなきやならない。

例えは、ミカン対策でありますか、私が市長を

しておる時代でありましたが、ちょうど今農林公

庫の裁をされております松本さんが企画室長を

されておられた。その当時、昭和四十六年でした

けれども、もうこれ以上ミカンを奨励したらこれ

は無理ですよと、国民がみんな黄色くなるんじや

ないかといつて私は抗議を行つたことがあります。

そのとき松本室長は、いやもうそれはわかつ

ておるんだけれども、どうしても今いいものだか

ら、ミカン農家かいから各地方の国会の先生方

がどうしてもおれのところもさせろ、おれのところも金を出せと言われるものだから、どうしても

歯どめがきかないということを言われた。

私はそのときのことを考へてみますと、一時

ミカンも三百六十万トン生産しておるんです、生

産がですね。それが全部消化された時代がある。

今は二百万トンなんです。だから、もうずっと嗜

好の変化といふか、経済とあるいは国民の所得の

変化とか新しい技術の開発によつていろんな作物

が生まれてまいりました。例えは最近は、食卓に

い ま す

ただし、この中の観測でございますが、当然のことではございますが、実態にある数字といつたようなものにつきましては、ごらんのようにはつきりとこれまでの問題というようなことで、「(総過)」という言葉で数字を挙げさせていただいておりますが、これから的问题につきましては、特に行政価格等についてはこれから政府が決めていく問題でございます。そういう意味で、それについて

では從来からこの觀測におきましても全然入れておられません。そういう意味で、表現も數字的な意味での具体的なことを掲げるわけにはいかないものでございますので、一般の約束ごとというよりなことから「わざかに」とはあるいは「やや」とか「かなりの程度」というような表現で、ある程度の予見を農家の方々が持つていただくように努力したところでございます。

そういう意味でこの觀測等につきましては、私もどもといったしましては役所のデータを提供いたしました。農業觀測の諸先生に御議論を賜りまして、今日の先生お手元にお持ちのこの觀測をつくりた次第でございます。

○刈田貞子君 大蔵省は、一般家庭で家計に及ぼす影響を一・一というふうにはじきましたけれども、私どもが計算した、私の試算では一般家庭に一・三四という数字が出てきたわけです。これほんと一般家庭ですね。農家は、私どもの党で試算した農家に及ぼす影響というのは、これはまだ導入前の試算でございますけれども、東北、北海道、それから全國平均といろいろ条件をつけて、モデルを設定した上で計算したものが私どものことになりますわけですが、それよりは全國で家計による一・五という影響を及ぼす。これはもちろん所得税、住民税減税分相当額を引いて後の影響でありますけれども、やっぱりそういうふうな試算をわからないながらやってみているということですので、ぜひ農水省でも今後、農家經營あるいは農家家計に及ぼす消費税の導入というものが、私は大きなウエートを持ってくるだろうというふうに

に思ひますので、こういうものの把握をきちっとしてみていただきたいということを要望いたします。
それから、大変次々になって申しわけないんでですが、この観測を下敷きにしながらお伺いするとなれば、外國との関係の問題で、先ほど来輸入農産物の問題が出ておりましたけれども、私が一つ関心がございまるのは、例のMOS S協議の対象になつておりました木材に関する問題でございますけれども、スパー三〇一条の対象にされております例の木材問題ですね。これは一体どのよう理解すればよろしいのか。それから政府としてはこれを今後どういう形で対応していくかれるのか。

例えば、関税の分解の問題であるとか、それから建築基準あるいは製品規格に至るまでさわられてきておるということになりますと、これはいささか内政干涉にかかわってくるという思いがござります。したがいまして、これをやはりきらつ

と言つていいく姿勢というものが必要でござりますが、ぜひこの今三〇一条対象になつてゐるスペーソン、通信衛星とあわせて我が農水にかかわりのあります木材ですね、この問題について御見解を伺つておきたいと思います。

○政府委員(松田義君) アメリカとの間におきます林産物の貿易問題につきましては、ただいま先生お話をございましたように、六十一年の一月にMOSS協議の合意がなされたところでござります。その後、我が国といたしましては二度ございま

る大幅な開税の引き下げを行うほか、日本農林規格あるいは建築基準の改正等も行いまして、合意事項を誠実に実行してきたところでございます。その結果、米国からの木材輸入につきましては、

特に製品輸入でございますが、六十三年には六十年に対しまして約一・二倍と大幅に増加いたしました。米国が指摘するような不公正な貿易の実態ではない、このように考へておきたいと思います。

さらに我が国は、米国との良好な関係を一層推進

進する観点から林産物貿易問題の技術的側面について

していかなければいけない、このように考えてお

○刈田貞子君 林業の方でもいろいろな計画、政
ります

策を積み上げて、そして国内的にも努力してきて
いるところでございますので、やはりこういうも
ので、そうしたものまでも何かつぶされてしまふ
ということでは大変遺憾でありまして、今後の交
渉に非常な私は責任を持ってこれに当たつていただ

だきたいということを願っている者の一人でさ
いますので、よろしくお願ひいたします。
それから 新大臣でいらっしゃいますので、本
当にお伺いしたいことがたくさんあるんですが、
三十分ほどしか時間がいただけないということは
大変遺憾に思います。それで、最後に私は一年に
一度ずつ農村婦人政策についてお伺いをすること

になっております。ことしは、予算編成時に農村婦人対策について伺えなかつたのですから、大臣も新しくなつたところでございますので、大臣に農村婦人というものについてどんな御認識を持つておられるかということをお伺いしながら、私の見解も少し述べてみたいなどいうふうに思うわけですが、

これは農本省の調査のようで、生活改善グループが中心になって調査なさつたもの。ですが、農業婦人、農家婦人生活実態といふのがいろいろな形で出てきておるものを見は、資料はちょうどいしないのですけれども新聞で読みました。そこで、これについて少し伺つてみた

い。婦人の農家経済に関する意向調査というものの、どこでござります。これですが、農家経営についてではいろいろな相談を農村婦人も受けているようだ。しかし、いわゆる農業支出の決定権、こういうものがなかなか農村婦人に与えられていない。ある

いは自由裁量権のあるお金というものが農家婦人はなかなか持ちにくいというようなデータがあります。

我が国の農業というのはその六〇%が女性農家労働、女性によって農家の労働力を支えているといふ実情がございます中で、しかし農村における

あるいは農家における女性の地位というものが、果たしていかがなものだろうかということを私は常々感じておる者の一人で、地方を歩きますたびごとにそういう対話ををしてきてるものでございまが、この資料によりますと、農家婦人が農業所得から一年間に受け取る金額、つまり自分のお金として受け取る金額が二十万円以下という人が二八%、それから二十一万円から五十万円までという人が二六%、それから五十一万円から九十万円までが一四%、こういうふなことが書かれてありますとして、酪農家系統では多く米麦では少ない、こういうふな資料、これはいい資料ですよなかなか、おつくりになつてあるわけです。

そうした取り分に対し、農家主婦は四六%が満足しているということは五四%が不満だということですね。半分以上の農家主婦は自分の農業所得からの取り分に対して大変不満を持っている。こういうことが書かれているわけです。

私は、地方を歩きますと女性の自立というのはやはり経済的自立ということも運動してくる、したがつて自分の自由裁量権の及ぶお金を持つていくんだということです今はやりのニラ貯金、あせまでニラを植えなさい、庭先までニラを植えなさい、それは売った物は自分のお金だよというニラ貯金とか演物貯金、自分たちで加工してつくつた物はこれは自分の懐に入るものだよ、こういうもの、それから牛乳貯金、こんなふなことを農村の主婦たち、特に若い主婦たちが積極的に取り組んでいて私も大いにそれを奨励しているわけでございます。こんなことが進んでいる中で、しかし実態はなおかつこうだということ、こういうことも含めまして、大臣の農村における婦人の地位向上、こういう問題についてどんな御見識を持っておられるのか、お伺いしてみたいと思います。

○國務大臣(堺之内久男君) 堀田先生の今御指摘の農村婦人の問題でございますが、これは私は先生の認識が大分間違つておると思うんです。その資料がどこから出たか、ちょっと間違つております。私は、もう二十三歳のときからずうつと農業

やつてきました。一番農村でしっかりとしておるところは、奥様がしっかりとおる農家の家庭は皆自立ができる全部繁榮しておるわけです。今農村の中では、農家で奥さんの地位というもの、奥さんを認めない家庭というのはその経営は成り立ちません。特に畜産なりあるいは施設園芸なり、こういうものは奥さんのセンスの細やかな愛情というものがついて初めて畜産は成り立つ、あるいはそうちがあつて初めて畜産は成り立つ、あるいはそういうものがあつて初めて畜産は成り立つ、あるいはそれがついて初めて畜産は成り立つのです。

これは、田舎の言葉でかかあ天下といつているんですが、かかあ天下の農業でなければ亭主関白の農業というのはとてもじやない。男性というのは非常に油断が多いわけです、油断が。あくまで忠実にやつていただいておる農業経営というのは主婦が中心になつております。したがつて、経営の財布あるいはそういうものの経理もしっかりと奥さんが握つておられるところはむちやな負債を抱えるとか、そういうことはないわけです。やはり録がなされていないというのが、これはもう我々が末端で実際経験したところであります。

したがつて、昔言われるようなしゅうと、小じゅうとという状態は、もうそういうところの農業というものはあるいはそういうところには立派な後継者は育つておりません。やはり若い後継者に、特にそつした一切をお任せするというところに立派な農業経営というものが育つておると我々は考えておりますし、我々も末端の行政機關の長をしておりますときは常にそのことを申し上げて、あるいは婦人会活動あるいは農村の婦人の技術指導、例えば畜産なんかおやじを教育、いわゆる技術的な指導をするよりは、奥さんを集めまして奥さんに新しい畜産技術というか、そうした講習というのが非常に盛んである。

だから、そういう面では非常に農村婦人という

のは大きな負担というんですね、経営の方にも携わらにやいかぬ、育児もせなきやいかぬ、家庭も守らなきやいかぬ、そういう面では農村婦人は大変な役割を担つていらっしゃると思っております。

その中の可処分所得の分け方というんですが、私はこれはほとんど奥さんが握つておると言つてもいいんじゃないでしょうか。大概の家庭が私はそうだと思っております。そういう意味で私は昔のよくなしゅうと、小じゅうとという時代では、もうほんと現在の農村では成り立たない、こういうようになって認識をいたしております。幸い年金制度というのが発達してまいりましたおかげで、農村のやはり高齢者になりますと、あるいは農業者年金あるいは国民年金という形が出てまいりましたので、農村の高齢者はもうまさしく最近の高齢者の引退といふか老後といふものは、極めて楽しくやっていらっしゃる。そのことが今のゲートボールの盛んなこと、これは農村ほど盛んです、広場がどこもあるわけですから。

だから、そういう意味でもう農業経営は一切若い後継者あるいはそうした者にお任せだという実態でありますので、私は今後農村婦人というものはまだまだそういう意味で大変な責任というか、そういう方向へ行きつつある、こういうふうに私は理解いたしておりますので、今刈田先生の言われましたことはちょっと合点がいかないところであります。が、我々はそういう意味では、やはり改良普及指導員を通じまして生活改善あるいはそういう環境の問題も女性を中心にして、婦人中心のそうした教育活動というのも精いっぱいやらしていただいております。

今でも、組織的に一番活発なのは農協婦人部です。一般的な社会教育の婦人会活動より農村の農協婦人部活動の方が非常に盛んであります。そういうことを考えても、私は今後の農村婦人というものの地位というものはますます大きくなるし、また農村の婦人を無視して日本のこれから農業を語ることはできません。アメリカのような広大

農地でありますと、これはもう機械農業でありますから、ここになると割といろいろ男性が中心になるかもしませんが、現実では日本の農業はなんだけれども、その農協を動かすまでの決定権持っているかと言えば持っていないわけですね。組合へ入ったとしても、そういう場にはまだいいなということね。これはやっぱり大臣、もうちょっと認識改めなければいけませんと思いますよ。

それから、家庭のやっぱり支出の決定権だって最終的にはそこの長がやる、こういう形になつているし、慣習、慣行に至つてはもつとひどいところがいっぱいあるんですから、もつと農村婦人の立場をしっかりと御理解いただきまして、今のお言葉忘れませんので、ぜひ日本の農業、主なる立場でじょつていく女性に応援をいただきたいことをお願いいたしまして終わります。

○下田京子君 ことしも米価の季節がまたやつてまいります。言うまでもありませんけれども、お米は国民の主食であり、日本農業の基幹的な作物であります。

昨年、既にもう大臣が他の委員に答弁されておりますけれども、政府と自民党は、先般米価審議会において了承された新算定方式は、六十四年産米から適用するというような確認事項をされていると思うんですけれども、改めてそういうことがございましたかどうか御確認ください。

○政府委員(猪瀬君) 昨年の米価決定に当たりまして米審が提言をされましたが新しい算定方式、これを昨年から適用したいということで調整いたしましたが、諸般の事情から、本年産からこれを適用するということに相なりました。ただいまお話をありました政府・与党間の確認というものがその際にございます。

一六

○下田京子君 そこで、大臣に聞きたいんですけどねども、参議院選挙前に米価を決着したいということが、私どもが米価に対する申し入れに行つたときにもお話しになっておりました。これらについて各紙が参議院公示前の米価決定は反対だ、米価で票を売つてよいのかなどといふうに論評されております。私は、これら中身についてはあれこれ言いませんけれども、いずれにしてもこれは党利党略と言われても仕方ないのでなかなかうかと思ふんです。

タール以上の規模になりますと六十キロ当たりの
お米が約一万五千八百円、こう相なるところだけ
れども、いろいろ諸般の事情をかんがみて昨年並
みに据え置く、つまり一俵六十キロ一万六千七百
四十三円だよ、こういうお話を流れているんです
が、私はこれは据え置きじゃなくて、仮に昨年と
同じ価格だった場合に引き下げだと思う。単純に
見て引き下げ。どれだけ引き下げかというとあれ
これの問題じゃない、消費税分は引き下げになり
ます。そうですね。

は、今の私の説明で御理解いただけたと思うのです。
そこで、さらに申し上げたい点は、農水省が修した「農業と消費税」というこのパンフ、このパンフを見ましても行政価格の中に織り込んだ、こういうことを言われておりますけれども私が聞きたいのは物貯費等々消費税値上がり分農産物価格においては、皆さん方が言われていて性質に乗って価格に転嫁できると完全に保証でありますか、保証した価格決定をいたしますか。
○政府委員(窪澤君) 先ほど申し上げましたように、生産費調査が基礎になりまして直近の物価あるいは労賃のレベルにこれを修正する、こういった算定方式をとつておるわけでございます。しかしいまして、物貯費が値上がりするといった面最近の物価修正といったものを通じまして消費

監さんへでるにすます。監さんはうなづいた。監さんはうなづいた。
○政府委員(齋藤君) 五十二年産の方式ではじい
たらどうなるかといふお尋ねでございます。
五十二年といいますと米の需給あるいは經濟事情等大きな違いがござりますので、それを無視して計算してみるのも何だと思いますけれども、お尋ねでござりますのであえて計算をしてみますと、五十一年産米の政府買い入れ価格と同様の方法によつて試算しました場合に、基準価格で六十キログラム当たり二万六百円という数字に相なります。
○下田京子君 周辺の事情がいろいろあるという弁解をしましたが、私は五十二年のお米の算定をした際の最も大事な部分は、お米生産にかかわつた農家の人の労働賃金をどう評価するか、その労働賃金の評価の仕方がだんだん変わつているんであります。

○國務大臣堺之内久男君 時期にべきもして
は、党利党略というんじやなくて、各党皆さん參
議院選舉前にやれといつて申し入れを受けておる
わけです。我々も例年ならば、私は就任のときには
肃々と今までどおりやれば七月十日か九日だとい
うことを申し上げておったんですが、それでは各
党皆さん、国会、東京におられないでの、国会の
諸先生方がおるときに決めるべきだ、こういうこ
とを言われまして、我々もやはり政治家であります
から、それぞれ関係機関と相談いたしまして參

が元に行なつたとしていたことは、それで、それがどういう数字になるかといったことに
ついては何ら予断を持つておるものではございま
せん。

それから、消費税についてお触れになりました
が、御承知のとおり米の政府買い入れ価格につき
ましては生産費を基礎に算定するということにな
つておるわけでございまして、したがつて、原則
論を申し上げますと、消費税の導入に伴います生
産者の税負担、これは生産者米価算定の基礎にな
ります生産費に織り込まれることになりますの

導入の影響が織り込まれる、こういうふうに相なります。したがいまして、農家が負担いたしました消費税相当分の負担は、そういった実際の調査数字に基づいてこれに織り込まれるというふう御理解をいただきたいわけでございます。

○下田京子君 決定米価に消費税分がきちっと反映されたものになるかどうかと、いうのは別な話ですね、今お答えになつた。私は、今農家の皆さうがどんなことで怒っているか、私言うまでもなく思うんです。リクルートで怒って、消費税で怒つて、米価初め各価格の引き下げから農産物関係

ということを決めさせていただいたいわけであります。これは、例年より四、五日早いというだけであって、何も党利党略ということにはならないと思います。

○下田京子君 仮に、昨年産米価を算定に使つた場合では評価がえ生産費で試算いたしますと、皆さんのところから資料をいただいているんですが、物財費はざつと五四%、十アール当たり七万八千五百九十九円になります。これに消費税がかかつたといたしますと十アール当たり二千三百四十五円五角なんです。一俵六十キロにしますと二百五十八円五角で一・六%アップに相当いたします。ですから、行政価格には必ず算定要素の中に消費税分を織り込んでおきますけれども、昨年と同じ価格で申上げられるかと思います。

私は、具体的に申し上げますと、昭和五十二年の際には製造業の全国平均を使っておりました。特に、従業員五人から千人未満、これは中小企業の労働者の賃金です。とにかくその全国平均で、米価や他の物の引き下げから農産物の自由化で、皆さんずっと現地回ると、いやもうかり頑張ります、こう演説されているのももちろんありますよ。そういう農家の皆さん方が、果たして米価算定に当たつて国民が納得いくような、が、国民の理解を得ないのかどうかという点などす。

○下田京子君 そうしますと、新算定方式はやめ

であれば逆にその分け引き下げになると、いふの

の労働者の賃金です。とにかく各の全国平均を

卷之二十一

かといいますと、賃上げは六・一%なんですね。農民は一二・一%賃下げ、労働者は六・一%賃上げ、それを合計すると実に二割近い低い労働賃金しか農民には補償されなかつた。私は、今あえて申し上げるつもりはありません

けねども、先ほどの論議で婦人かしつかりしていると農家もいいという話ですが、その婦人が、農村に嫁さんれないですよ、後でまた私やりますけれどもね。そのぐらい賃下げされていて何が農業過保護ですかと申し上げたいんです。

具体的に申しますと、福島県に例をとりますと、六十二年に福島県の農家平均販売数量は五十八俵でした。そして、計算いたしますと実に農家一戸当たり二十二万円損失になります。どういうことかというとその内訳言いますね。五十二年方式でやれば昨年の米価は二万六百円だった。にもかかわらず、一万六千七百四十三円で皆さん泣かされた。ですから、その差が実に三千八百五十七円になるということなんです。そして、それを五十八俵に掛けると二十二万円の損失なんですね。

ということを申し上げまして、秋大臣にお答えいただきたいのは、きのう農民連合会の方々が申し入れ等に行つたときに、「二種兼農家は趣味で農家をやつているようなお話、何か出たかに思ひます、正確に伝わつてない部分もあるかもしませんけれども。二種兼農家というのは本当にかつては専業農家だった、農業を農外収入で支えているというのが実際なんです。こういう人たちには趣味だと、やめろということになつたらば日本の農業

さつき経済同友会の話、ありやけしからぬとおつしやいました。しかし、現実には今三百五十五戸ある米作農家、稻作農家が十万多戸になるじやありませんか。そして現に今、政府管理米四割だと言っていますけれども、順次それを減らしていくとなつたら今だつて二百八十万トンしか政府が管理してない、あとは自主流通米です、一二百万トン。やがて百万トンで経済同友会が言つていてるのと全く私同じじやないかと思うんです、どうじ

やないと言えますでしょうか。大臣、お答えください。

○政府委員(齋藤君) 大臣の御答弁の前に、先生のお話の中に一つ中心にございましたのが米価のレベルの問題。

○下田景子君 時間がなにんです 私は大臣に聞いておるんです。

いは五十五年産のようないわゆる全国賃金といふことでござりますと、これは東京や大阪等の米生産にほとんど関係のない大都市地域の賃金水準が強く影響いたしまして、米生産の地域的実態が反映されない、こういう問題があるわけでございまして、またこのことが、当時はちょうど水田利用再編二期対策で生産調整面積を大幅に拡大したときでございましたけれども、大幅な過剰基調の中で生産刺激的な要素をすることはできない、こういったこといわゆる地方労賃ということにした

ややはり生産費・所得補償方式で農家の生産費、あるいは所得を補償していくことになりますと、その要素のとり方につきましては米の需給事情、経済事情、こういったものを反映して適切

な算定を行なうということで今までましておりますので、その辺は基本としてひとつ御理解をいただいておきたいと思います。

○国税大臣案之内男爵
農業兼業農家の問題
を御指摘になりましたが、これはやっぱり農家の
中心というものをある程度基準に置いてこれを計
算していくかないと、二種兼業の方々は一応農外所
得を中心にしてその他の経営を支えていらっしゃ
るわけでありますから、ただいま長官が言いまし
たように、やはり農家の中心をなす大体の平均を
とりながら、そして生産費並びに所得補償方式を
つっていきますすれば、やはりそのときの可処分所
得がどうなるかということでこの比較をしない

と、ただ单一的に二十万減ったというような形では二つ計算はよろしく、二点は思ひます。まことに

ます。

田中京子君 ですから、消費者というか生産者というか、全国民から、大企業ちょっととおいておいてもだれもが納得できるものは、労働費をきっちりと評価する、それから物財費の値上がり等々を評価すること。だからあれこれ言われましたが、評価すること。三三〇をもう少し見て

労賃のほかに昨年米価のあれに当たりますて、昨年の一萬六千七百四十三円というのは十年前の水準ですから、この十年間にどのぐらい上がったかといいますと、米生産の物販費が四二・四%上がっています。このところを申し上げておきます。そして、製造業労賃が四五・九%上がつております。これらを償う米価をというのは当然でありますし、國民から支持されることであるということを申し上げまして、そうした米価決定になりますよう強く希望します。

大臣、先ほどからお話を伺っていますと、大変国民の食料の安全性については深い理解をお示しになつておるようです。私たち共産党も、農業は国民に対して安全で新鮮な食料を安定的に、そして

できるだけ安く供給できるようにならなければなりません。そのため農業というものは基幹的産業として位置づけなきやなりませんよと、こういう考え方を持っておりまして大臣もこの点については特別異論はないと思ふ。

○國務大臣（堀之内久男君）　ただいま下田先生の
言われましたとおり、これからも農業の基本はや
はり国民に安定的に食料を供給する。しかも、良
質で安全で衛生的なもの、これを今後とも基本に
いたしまして農家経営の安定を確保しつつ国民の
理解できる価格、こういうことでやつていただきたい
と思っております。

○下田京子君　具体的に聞きますけれども、輸入
農産物の自由化とさらに輸入されてくる食品の安

全性に対しても國民は大変不安と怒りを持つております。特にプロレタリアはもうちらんですが、

日本は自由化はま
スト・ハーベストも含めまして、日本の使用実態等について調査されてないという点で大変不安をお持
つたことはございませんが、その結果を踏まえ、今後は

ちなんですか実態を説明していかんでしたるといふうに農水省は言えますか。

内における農業の使用についての規制をやってい
るわけでございます。

てくる物の安全チェックは厚生省でおやりなさい
という論ですね。

それじゃ、厚生省聞きますけれども、農水省は
ボストンハーベストに八百万の予算をつけました。
厚生省は二千五百万つけました。そして、三年ぐ

いかかりまして、製類についてのホストハイ
ベストの実態調査等を行おうと、こういうことで
ございますけれども、わずか二千五百万円程度で
実態調査、現地への調査官派遣も含めてやれるん

アーチー、小麦に対するポストハーベストの異化メチルの基準値、どのようにお決めになつておられるか。私の方から申し上げます。小麦が五〇 ppm、イチゴが六〇 ppm、チェリー、サクランボが二〇 ppmです。しかし、その薰蒸の実態について御存じですか。——これは厚生省ぢやないんです。小麦の輸入やなんか農水省なんですか

つていただいて、我々ももちろんそうしたはつきり消費者のサービスという立場で产地証明、こうしたことと今後強くまず、外国のものにやるのでなくとも、国産に产地証明をびしやつとつければ、それについてないものは輸入品だと、こういうように区別がつくわけがありますから、そのような方向を何とか検討してみないかということを指示しております。それしか現時点において安全な方法はあります。こうした方向から一歩一步進めていきたいと思います。

○山田耕三郎君 私は、所信に関連をしてお尋ねいたしました。

ただいま本年米価の決定についての御論議がございました。我が国の米価は二年連続の引き下げで経過をしてまいりましたのは御承知のとおりであり、その理由は、簡単過ぎるかもしませんけれども、我が国の生産者価格が国際価格に比べて高価であるからであります。日本には国際価格に比べて高いものは幾らであります。だからといってすべてが下げられるものではないことは、それにはそれぞれの条件があるからであります。

だから、高いから引き下げるという単純な思想では、所信で述べられましたような農業経営の安定を確保するどころか、農業の健全な発展など期待し得ないのでないかとさえ思しますし、ましてや巷間伝えられる、選挙前だから据え置きするというこの心情は、お互いに選挙を戦う者としてわからぬではありませんが、我が國農業は今まで至つておるのではないか、私は深刻に考えております。価格の構成要素はそんなに簡単、明快なものではありません。たとえ価格の引き下げが必要だという観点に立たれたとしても、価格を構成する要素を明確に調査し、農業の健全な発展が可能となる将来を見通した広範な総合施策でなければいけないと思います。

時間の関係で詳しく申し述べることはできませ
んので、意は尽くせませんけれども、価格を構成する主要な要素の数点だけを申し述べ、この指摘をなおざりにしていただきたいよう、価格の引き下げは我が農業の健全化を図るどころか、国民いじめ以外の何物でもないことを批判されないよ
うにぜひお願いをいたしたいと思います。
まず、どういうことが関係しますかというとや
っぱり今の日本の物価高であります。本来、円高
は喜ぶべき経済現象だと私は理解いたしておりま
す。にもかかわりませず、国民は世界の先進国の中でも最高の物価高に悩まされておるものまた反面の真理であります。これは円高差益の還元が不十分だからであります。

このごろ、週刊誌の広告を見ましても一ページにわたって、あの焦げ茶色の広々としたオーストラリアのビール麦農園が写し出されています。モルトの広告でありますけれども、「麦芽一〇〇%」と書いておりますが、もしオーストラリアの麦芽一〇〇%であったといたしましたら、このころでこそ若干円安にはなっておりませんけれども、ひととこと比べたら三分の一の値段で輸入をされておらなければならないのであります。が、実感としてそのようなことが私たちには感じられません。例えば、日本での三百五十五リットラ入りの缶ビールは、これは二百三十円でありますけれども、アメリカの同等の缶ビールはわずかに六十円、やっぱりこういうものを飲みながらの農民生活でありますことを考えてみる必要があ
ります。

もう一つは、社会資本の充実のおくれであると思います。

午前中の質疑の中にも出てきましたように、コストに占める流通経費の論議がございました。今日、我が国では高速道路は有料というのが常識であります。アメリカやドイツでは無料が常識であります。したがって、日本では通行料の値上げのたびに利用者の抵抗が絶えません。ただの遠距離輸送と有料の遠距離輸送とでは、競争で既にもう負けておるということは事実であります。このように、確かに我が国は経済大国とは言っておりません。ただ、このような所管外の要素が生産農業がまだ解決していかなければならぬものがたくさん残つておることを実証しておるようになります。

もう一つ、小さいことかもしれませんけれども、軽視できないものに人の心の荒廃がありま
す。私は、ただいま会派に所属をいたしておりませんということだけで参議院の公用車の利用の権利を奪われております。日本のある官庁ではタクシードで横づけすることを禁じておるところさえあります。ただ、そのことの不満を申し上げようとしておるのであります。私は自身、私の一つの信念がありますので、こういう立場を守つておるのを禁じておるところさえありますけれども、ただこのような関係で、東京駅と議員会館との往復はタクシーに依存をいたしております。

最近、特に感じることは、普通の料金でありますからこれは八百円程度の行程であります。しかし、車の流れのよいときには最低七百三十円で済みます。けれども、流れが悪いといふよりは、一番高いときは千百五十円を支払うことがあります。四百円の格差がありますけれども、その原因は運転手さんが稼ぎを少しでも多くしようと、は運転手さんが稼ぎを少しでも多くしようとしているから不必要なところを回ってしまうということがあります。心が悪くなつたとはいえやつぱり農民はまだまだ素朴でありますし、善良だと思います。そんなところへ心の荒廃した悪徳商人が入り込んで収奪をしていきます。気の毒で見ていられないようなこともございます。

このように我が國の人の心が荒廃することは、やつぱり一つはびりつとしない今日の日本の政治にも責任があるのでないか。このように思いますが、やはりその一員として責任を感じるものであります。これがやつぱり農林行政もそのとばかりを受けるのではないか。とは申し上げましても、以上のようなことは農林大臣の直接の所管の仕事ではありませんので、あえて御所見を求めようとは思いません。ただ、このような所管外の要素が生産農業がまだまだ解決していかなければならぬものがたくさん残つておることを実証しておるようになります。

その他にマイナス条件といたしまして、やっぱり日本農業は経営規模の零細性、狭隘な国土が持つ極めて困難な自然的条件がありますことは、先ほども大臣も申されました。それなりの対応をしておいでになりますけれども、規模の拡大はなかなか遅々として進みません。

さらに、もう一つの問題は、内外格差の高まりで肥料とか、さらには農業、農機具、一般農用資材等は直接関係のある分野です。生産コストとの運動性の極めて高い、これらの価格の動向とは無関係に生産者米価だけの引き下げで終始することとあります。日本農業の安定や健全化はあり得ないどころか、角を彫めて牛を殺すたぐいのこととならざるを得ないと思ひます。確かに米価の国際価格は高いが、国内価格としては他の物価との比較から若干低くなっているとさえ私は思っておりますのでありますし、相互関係には何の矛盾もございません。他の物価がむしろ値上がりしておる中で米価だけを引き下げていくといふ、こういったことで所信に申されましたような、日本農業の安定とそして健全化を期待できると思われるのかどうか、担当の方からの御所見を承りたいと思います。

○政府委員(鷹達君) 米価につきまして、先生の方からおられた正確な根拠、基礎数字に基づいて整々これまでたが、私どもも所定の算定方式に従いまして御審議をいたいた上で、これは適切に決定していかなければならぬものである、このように考
えております。

それから、この米価のレベルについての御意見、御感想をちょうだいしたわけでございます。

が、私どもこの米の生産、流通、消費、こういったものを全体として考えました場合に、やはり日本におきます主食である米、農業生産の基幹をなす稻作、また大臣からも再々申し上げておりますように、水田稻作というものが国土保全あるいは環境の保全、さらには地域経済上重要な役割を果たしているといった米の我が国における格別の重要性を踏まえますと、稻作の将来展望をきちんと見定めてもらおろの施策を進めいかなければなりません、こういうふうに考えておるわけでございます。

その際、やはり内外価格差といった御指摘の点もございますし、またそれに対する先生の評価もございました。しかし、稻作の将来展望をきちんと見定めてもろの施策を進めいかなければなりません、こういうふうに考えておるわけでございます。

稻作の担い手がその再生産を確保し将来の担い手もございましたし、またそれに対する先生の評価もございました。しかし、稻作の将来展望をきちんと見定めてもろの施策を進めいかなければなりません、こういうふうに考えておるわけでございます。

○委員長(福田宏一君) 次に、特定農産加工業経営改善臨時措置法案を議題といたします。

○國務大臣(堀之内久男君) 特定農産加工業経営改善臨時措置法案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

日本の社会経済の中で、価格は需給によって調整された需給が価格を通じて調整される、こ

ういうことが基本となっているかと思いますが、米につきましては、この大幅な需給の格差を生産調整、需給調整といった方向で行いまして一定の米価のレベルを維持しているというふうに言います。しかし、これもまたあるわけござります。

日本の社会経済の中で、価格は需給によって調整された需給が価格を通じて調整される、こ

ういうことが基本となっているかと思いますが、米につきましては、この大幅な需給の格差を生産調整、需給調整といった方向で行いまして一定の米価のレベルを維持しているというふうに言います。しかし、これもまたあるわけござります。

日本の社会経済の中で、価格は需給によって調整された需給が価格を通じて調整される、こ

す。

先般の農政審等におきます御論議の中でもそういった要素は十分考えていくべきである、しかし

先般の日米協議等により、牛肉・かんきつ、農産物十二品目について、輸入数量制限の撤廃、輸入アクセスの改善等が決定されたところであり、自由化等関連対策として、農業者に対する影響を緩和するため、農産物の生産性向上のための產地条件整備等を行うこととしております。

しかしながら、今回の自由化決定等により、農業者ばかりでなく、地域農業と密接に結びついている農産加工業者も大きな影響を受けることが懸念されており、生産対策等とあわせて農産加工対策を講ずることが重要な課題となっております。

本法案は、このような状況にかんがみ、自由化の影響をこうむる特定の農産加工業者に対し、その経営の改善を促進するための金融、税制上の支援措置を講ずることにより、新たな経済的環境への円滑な適応を図り、もつて農業及び農産加工業の健全な発展に資することを目的とするものであります。

次に、この法案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、特定農産加工業の指定であります。

は、既に提案理由説明において申し述べましたので、以下その内容につき、若干補足をさせていただきます。

○政府委員(渡辺武君) 特定農産加工業経営改善臨時措置法案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法案を提案いたしました理由につきましては、既に提案理由説明において申し述べましたので、以下その内容につき、若干補足をさせていただきます。

第一に、特定農産加工業の指定であります。

特定農産加工業者またはこれを構成員とする事業協同組合等は、特定設備の廃棄、事業の転換、新商品・新技术の研究開発または利用、事業の合理化その他経営の改善を図るために必要な措置等は、事業提携に関する計画を作成し、都道府県知事の承認を受けることができるとしております。

第二に、経営改善措置及び事業提携に関する計画であります。

特定農産加工業者またはこれを構成員とする事業協同組合等は、特定設備の廃棄、事業の転換、新商品・新技术の研究開発または利用、事業の合理化その他経営の改善を図るために必要な措置等は、事業提携に関する計画を作成し、これを都道府県知事に提出して、承認を受けることができるとしております。

第三に、金融措置であります。

特定農産加工業者等が承認を受けた計画に従つて経営改善措置等を行うのに必要な一定の資金について、農林漁業金融公庫が新たに

低利の資金を農林漁業金融公庫が貸し付けることができることとするほか、設備廃棄に係る欠損金の繰り越しの特例、取得した機械等についての特別償却、その他税制上の特例措置を講ずることとしております。

第四に、この法律は、自由化等に対応するための臨時緊急的な措置であり、施行の日から五年を経過した日に、その効力を失うこととしておりま

以上がこの法案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(福田宏一君) 次に、補足説明を聽取いたします。渡辺食品流通局長。

ための負担金についての特別償却等の措置を、また、地方税については、特別土地保有税の非課税等の措置を講ずることとしております。
なお、この法律は公布の日から施行し、施行日から五年間の期限立法としております。

○委員長(福田宏一君) 以上で説明の聽取は終わりました。本案に対する質疑は後日に譲ります。本日はこれにて散会いたします。

二　ための森林の施業
　　森林の有する保健機能を高度に發揮させるための公衆の利用に供する施設で政令で定めるもの（その設置によって森林の現に有する保健機能以外の諸機能に著しい支障を及ぼさないと認められるものに限る。以下「森林保健施設」という。）の整備

第五条 都道府県知事は、森林法第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とする森林につき、前条の規定により追加して定められた全国森林計画に即して森林の保健機能の増進を図ることが適当と認める場合には、当該森林計画を変更し、次に掲げる事項を追加して定めることができる。同項の規定により地域森林計画をたてる場合においても、同様とす。

に掲げるもののほか、次に掲げる要件のすべてを満たすときでなければ、同項の認定をしてはならない。

二 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に係る森林の保健機能の増進を図るために有効かつ適切なものであること。

一 対象森林の面積のうち整備しようとする森林保健施設の面積の占める比率が農林水産省令で定める七五〇（下限）一二〇（上限）であること。

事に対する質疑は後日に譲ります。
今日はこれにて散会いたします。

三月二十九日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

案

(目的)
森林の保健機能の増進に関する特別措置法案
森林の保健機能の増進に関する特別措置法

第二条 この法律において「森林」及び「森林所有者」とは、それぞれ、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第一条第一項及び第二項に規定する森林及び森林所有者をいう。

は、次に掲げる事項の一体的な推進により、森林の有する保健機能が向上することをいう。

第四条 農林水産大臣は、基本方針に基づき、森林法第四条第一項の規定によりたてられた全国森林計画を変更し、森林の保健機能の増進に関する事項を追加して定めなければならない。同項の規定により全国森林計画をたてる場合においても、同様とする。

対象森林の区域内において整備しようとする森林保健施設の位置、種類、規模、配置及び構造並びにその実施時期並びに当該施設の維持運営に関する事項を記載しなければならない。

別指置法第六条第二項に規定する事項の実施を
含む。)とする。

日本の森林は荒れ果てようとしている。山の守り手である林業労働者は過疎化や高齢化などにより不足し、戦後植林した森林は抜き切りなどの手入れが十分に行われていない。また外国から輸入される安い木材に押され、林業や木材関連産業も経営が成り立たなくなっている。さらに日本の森林・林業の中心である国有林も山づくりに必要な財源の確保ができず、国有林の持つ役割を果たすことができずになっている。絶滅が心配される熱帯雨林地帯からなど、六割を超える外國産木材に頼るだけなく、山づくりに入手と資金をかけて日本の森林林業林産業を充実させ、二十一世紀へつなぐ森林を取り戻すことが大変重要なこと。

一、日本の森林・林業・林産業を充実させるため、国産材の需要を拡大し、自然保護とも調和した豊かな森林をつくり、安心して生産活動ができるよう必要な助成策を探ること。

二、国民の期待にこたえる国有林として再建するために必要な費用が確保できるような法律を定めること。

第五六三号 平成元年四月二十七日受理
日本の森林の復元に関する請願

紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第五六一号と同じである。
第五六三号 平成元年四月二十七日受理
日本の森林の復元に関する請願

請願者 大阪府高槻市水室町二ノ四二ノ六
木村正夫 外二万九千二百五十
九名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第五六一号と同じである。

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第五六一号と同じである。

第五六四号 平成元年四月二十七日受理
日本の森林の復元に関する請願

請願者 大阪府高槻市清福寺町四ノ一七
神田栄治 外二万九千二百五十九

紹介議員 龜山 審君
この請願の趣旨は、第五六一号と同じである。

第五六五号 平成元年四月二十七日受理
日本の森林の復元に関する請願

請願者 大阪市都島区片町一ノ五ノ八 西

嶋金信 外二万九千二百五十九名

紹介議員 一井 淳治君
この請願の趣旨は、第五六一号と同じである。

第五六六号 平成元年四月二十七日受理
日本の森林の復元に関する請願

請願者 大阪府松原市一津尾町三六二ノ二

一 嵐谷弘美 外二万九千二百五十五

紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第五六一号と同じである。

第五六七号 平成元年四月二十七日受理
日本の森林の復元に関する請願

請願者 大阪府松原市三宅中五ノ六ノ一三

十九名
一 嵐谷弘美 外二万九千二百五十五

紹介議員 稲村 稔夫君
この請願の趣旨は、第五六一号と同じである。

第五六八号 平成元年四月二十七日受理
日本の森林の復元に関する請願

請願者 大阪府柏原市太平寺一ノ一三ノ三
九 岩崎徹 外二万九千二百五十五

紹介議員 稲村 稔夫君
この請願の趣旨は、第五六一号と同じである。

第五六九号 平成元年四月二十七日受理
日本の森林の復元に関する請願

請願者 大阪府高槻市水室町二ノ四二ノ六
木村正夫 外二万九千二百五十
九名
紹介議員 上野 雄文君
この請願の趣旨は、第五六一号と同じである。

第五七〇号 平成元年四月二十七日受理
日本の森林の復元に関する請願

請願者 大阪市東大阪市近江堂二ノ五ノ三
二 大内均 外二万九千二百五十五

紹介議員 小川 仁一君
この請願の趣旨は、第五六一号と同じである。

第五七一号 平成元年四月二十七日受理
日本の森林の復元に関する請願

請願者 大阪市東大阪市近江堂二ノ五ノ三
二 大内均 外二万九千二百五十五

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第五六一号と同じである。

第五七二号 平成元年四月二十七日受理
日本の森林の復元に関する請願

請願者 大阪府八尾市山城町一ノ七ノ八
西鷗澄子 外二万九千二百五十九

紹介議員 及川 一夫君
この請願の趣旨は、第五六一号と同じである。

第五七三号 平成元年四月二十七日受理
日本の森林の復元に関する請願

請願者 大阪府八尾市国分市場一ノ一二ノ一
五五ノ二一〇 横川一敏 外二万
九千二百五十九名
紹介議員 大木 正吾君
この請願の趣旨は、第五六一号と同じである。

第五七四号 平成元年四月二十七日受理
日本の森林の復元に関する請願

請願者 大阪市生野区鶴橋五ノ一七ノ二四
中迫和代 外二万九千二百五十五

紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第五六一号と同じである。

第五七五号 平成元年四月二十七日受理
日本の森林の復元に関する請願

請願者 大阪市生野区鶴橋五ノ一七ノ二四
羽田淳子 外二万九千二百五十九

紹介議員 小島淑子 外二万九千二百五十五
名
紹介議員 上野 雄文君
この請願の趣旨は、第五六一号と同じである。

この請願の趣旨は、第五六一号と同じである。

第五七六号 平成元年四月二十七日受理
日本の森林の復元に関する請願

請願者 大阪府松原市三宅中五ノ六ノ一三
九名
辻正徳 外二万九千二百五十九

紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第五六一号と同じである。

第五七七号 平成元年四月二十七日受理
日本の森林の復元に関する請願

請願者 大阪府八尾市竹渕一ノ一〇一
諱 訪修一 外二万九千二百五十九名
紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第五六一号と同じである。

第五七八号 平成元年四月二十七日受理
日本の森林の復元に関する請願

請願者 大阪市生野区鶴橋五ノ一七ノ二四
羽田淳子 外二万九千二百五十九

紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第五六一号と同じである。

第五七八九号 平成元年四月二十七日受理
日本の森林の復元に関する請願

請願者 大阪市生野区鶴橋五ノ一七ノ二四
羽田淳子 外二万九千二百五十九

紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第五六一号と同じである。

第五七八九号 平成元年四月二十七日受理
日本の森林の復元に関する請願

請願者 大阪市生野区鶴橋五ノ一七ノ二四
羽田淳子 外二万九千二百五十九

紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第五六一号と同じである。

第五七八九号 平成元年四月二十七日受理
日本の森林の復元に関する請願

請願者 大阪市生野区鶴橋五ノ一七ノ二四
羽田淳子 外二万九千二百五十九

紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第五六一号と同じである。

第五七八九号 平成元年四月二十七日受理
日本の森林の復元に関する請願

請願者 大阪市生野区鶴橋五ノ一七ノ二四
羽田淳子 外二万九千二百五十九

紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第五六一号と同じである。

日本の森林の復元に関する請願

請願者 札幌市豊平区美園六条四ノ三ノ一

二 上野正子 外二万九千二百五十四名

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第五六一號と同じである。

第五九九号 平成元年四月二十七日受理

日本の森林の復元に関する請願

請願者 札幌市中央区円山西町四ノ二ノ三四名

吉野理佳 外二万九千二百五十九名

紹介議員 山本 正和君

この請願の趣旨は、第五六一號と同じである。

第六〇〇号 平成元年四月二十七日受理

日本の森林の復元に関する請願

請願者 札幌市東区北二十条東一ノ二六六九千二百五十四名

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第五六一號と同じである。

第六〇一号 平成元年四月二十七日受理

日本の森林の復元に関する請願

請願者 札幌市東区北二十条東一ノ二六六九千二百五十四名

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第五六一號と同じである。

第六〇二号 平成元年四月二十七日受理

日本の森林の復元に関する請願

請願者 京都府長岡市奥海印寺駿河田一八ノ一二 畑中宏子 外七万四千九百九十九名

紹介議員 伏見 康治君

この請願の趣旨は、第五六一號と同じである。

第六〇三号 平成元年四月二十七日受理

日本の森林の復元に関する請願

請願者 滋賀県大津市日吉台二ノ一三ノ八

藤原明夫 外七万四千九百九十九十

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第五六一號と同じである。

この請願の趣旨は、第五六一號と同じである。

この請願の趣旨は、第五六一號と同じである。

第六一〇号 平成元年四月二十七日受理

日本の森林の復元に関する請願

請願者 京都府長岡市東和苑一ノ三竹島真一 外二万四千二百九十九十九名

紹介議員 飯田 忠雄君

この請願の趣旨は、第五六一號と同じである。

第六一〇四号 平成元年四月二十七日受理

日本の森林の復元に関する請願

請願者 大阪府豊中市刀根山六ノ三ノ八九名

紹介議員 刈田 貞子君

この請願の趣旨は、第五六一號と同じである。

第六一〇五号 平成元年四月二十七日受理

日本の森林の復元に関する請願

請願者 大阪府豊中市柴原町五ノ四ノ一〇九名

紹介議員 田淵 哲也君

この請願の趣旨は、第五六一號と同じである。

第六一〇六号 平成元年四月二十七日受理

日本の森林の復元に関する請願

請願者 大阪府豊中市柴原町五ノ四ノ一〇九名

紹介議員 富田安広 外二万四千九十九名

紹介議員 田淵 哲也君

この請願の趣旨は、第五六一號と同じである。

第六一〇七号 平成元年四月二十七日受理

日本の森林の復元に関する請願

請願者 福井県三方郡美浜町山上六三ノ一橋詰義雄 外二万四千八十八名

紹介議員 橋本孝一郎君

この請願の趣旨は、第五六一號と同じである。

第六一〇八号 平成元年四月二十七日受理

日本の森林の復元に関する請願

請願者 大阪府高槻市明野町三七ノ五 吉田裕子 外二万四千二百九十九名

紹介議員 小西 博行君

この請願の趣旨は、第五六一號と同じである。

第六一〇九号 平成元年四月二十七日受理

日本の森林の復元に関する請願

請願者 大阪府高槻市東城山町一ノ一七尾張正明 外二万五千六百六十六名

紹介議員 井上 計君

この請願の趣旨は、第五六一號と同じである。

第六一〇一號 平成元年四月二十七日受理

日本の森林の復元に関する請願

請願者 福井県敦賀市原七ノ八

藤原光雄 外二万四千三百三十

紹介議員 藤井 恒男君

この請願の趣旨は、第五六一號と同じである。

第六一〇二號 平成元年四月二十七日受理

日本の森林の復元に関する請願

請願者 福井県敦賀市東洋町九ノ三ノ四

萬四千九百九十九名

紹介議員 三治 重信君

この請願の趣旨は、第五六一號と同じである。

この請願の趣旨は、第五六一號と同じである。

第六一〇三號 平成元年四月二十七日受理

日本の森林の復元に関する請願

請願者 大阪府三島郡島本町若山台一ノ三三四ノ七〇一下元康子 外七

紹介議員 中野 鉄造君

この請願の趣旨は、第五六一號と同じである。

第六一〇四號 平成元年四月二十七日受理

日本の森林の復元に関する請願

請願者 大阪府吹田市千里丘中四九ノ二一

福田サツキ 外七万四千九百九十九

紹介議員 河内久美子 外二万五千九百八名

紹介議員 技山 映子君

この請願の趣旨は、第五六一號と同じである。

第六一〇五號 平成元年四月二十七日受理

日本の森林の復元に関する請願

請願者 京都府長岡市東和苑一ノ三

竹島真一 外二万四千二百九十九

紹介議員 柳澤 鍊造君

この請願の趣旨は、第五六一號と同じである。

第六一〇六號 平成元年四月二十七日受理

日本の森林の復元に関する請願

請願者 大阪府豊中市柴原町五ノ四ノ一〇

紹介議員 田淵 哲也君

この請願の趣旨は、第五六一號と同じである。

第六一〇七號 平成元年四月二十七日受理

日本の森林の復元に関する請願

請願者 大阪府高槻市中川町五ノ六七 戸清行宏 外二万五千六百七十六名

紹介議員 関 嘉彦君

この請願の趣旨は、第五六一號と同じである。

第六一〇八號 平成元年四月二十七日受理

日本の森林の復元に関する請願

請願者 大阪府高槻市東城山町一ノ一七

尾張正明 外二万五千六百六十六名

紹介議員 二名

紹介議員 小西 博行君

この請願の趣旨は、第五六一號と同じである。

第六一〇九號 平成元年四月二十七日受理

日本の森林の復元に関する請願

請願者 福井県敦賀市東洋町九ノ三ノ四

萬四千九百九十九名

紹介議員 三治 重信君

この請願の趣旨は、第五六一號と同じである。

第六一〇一號 平成元年四月二十七日受理

日本の森林の復元に関する請願

請願者 福井県敦賀市東洋町九ノ三ノ四

萬四千九百九十九名

紹介議員 中野 鉄造君

この請願の趣旨は、第五六一號と同じである。

第八部 農林水産委員会会議録第三号 平成元年六月十六日 【参議院】

安全な食糧自給に関する請願(五通)

請願者 東京都中野区南台二丁目四六〇三

紹介議員 中西 一郎君

佐伯吉野 外六百七十一名

最近の調査によると、国内産の玄米や白米からは、農薬は検出されていないようであるが、土壌や水からは検出されている。また、きゅうり、トマト、ピーマン、なす等の果菜類からも問題の多い農薬が検出されている。なお、CNP(MO)は魚介類からも高濃度で検出され、水道水からも検出されている(宮城・愛知両県衛生研究所調査)。さらに、ゴルフ場の農薬使用量は水田以上に多く、やがて土壤の汚染は飲料水の汚染へと進行するおそれがある。一方、輸入小麦及び加工品のパンやビスケット等からもマラチオンやスミチオンが検出されている。輸入穀物は遠距離輸送のため、防虫剤や防かび剤などが使用されている。また、このような方法で輸出された米国産の米から、最近の調査によると、マラチオンが検出されている。米国では、ポストカードの農薬は十七種類許可になっており、日本では、収穫後の農薬の使用は禁止されているのに、輸入穀物については容認されている。輸入穀物の蒸煮は、明らかに食品衛生法第四条第二号に違反している。国内産農産物の出荷基準について、味や安全性を抜きにした見てくれる良い産物を第一義とした基準を見直し、見てくれる悪いが味が良く安全である方が良いという価値観が国民の間に浸透していく。輸入農産物は、自然に散逸されていく。癌(がん)や奇形児の発生が飛び抜けて多い日本にとって、農薬の残留問題は、食品添加物とあいまつて極めて重大な問題である。また、白米やパン等の主食に大麦粉を入れ、伝統的な日本の食文化を見直して、癌予防のためにも大麦の増産を図る必要がある。ついては、農薬の使用量を減らし安全な食糧が流通できるよう、国民の健康を守るためにの食糧の自給政策を推進されたい。

六月八日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は三月六日)

一、特定農産加工業経営改善臨時措置法案

六月十五日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、農用地利用増進法の一部を改正する法律案

農用地利用増進法の一部を改正する法律案

農用地利用増進法の一部を改正する法律案

農用地利用増進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「事業を」を「事業等を」に改める。

第四条第五号を同項第六号とし、同項第

四号中「委託」を農業協同組合が行う農作業の委託のあつせんの促進その他の委託に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第一号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 農用地利用増進事業の実施を通じて促進すべき農業構造の改善に関する目標

第四条第五項中「除く」の下に「第十二条の三第一項において「市街化区域」という」を加える。

第六条第一項中「市町村」の下に「以下「承認市町村」という。」を加え、同条第三項第二号中農業生産法人の下に「(以下この号において「農業生産法人」という。)」を加え、同号ただし書中「法人をいう」の下に「以下同じ」を加え、「その他の」を

第一号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 農用地利用増進事業の実施を通じて促進すべき農業構造の改善に関する目標

第四条第五項中「除く」の下に「第十二条の三第一項において「市街化区域」という」を加える。

第六条第一項中「市町村」の下に「以下「承認市町村」という。」を加え、同条第三項第二号中農業生産法人の下に「(以下この号において「農業生産法人」という。)」を加え、同号ただし書中「法人をいう」の下に「以下同じ」を加え、「その他の」を

第一号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 農用地利用増進事業の実施を通じて促進すべき農業構造の改善に関する目標

第四条第五項中「除く」の下に「第十二条の三第一項において「市街化区域」という」を加える。

第六条第一項中「市町村」の下に「以下「承認市町村」という。」を加え、同条第三項第二号中農業生産法人の下に「(以下この号において「農業生産法人」という。)」を加え、同号ただし書中「法人をいう」の下に「以下同じ」を加え、「その他の」を

第一号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 農用地利用増進事業の実施を通じて促進すべき農業構造の改善に関する目標

第四条第五項中「除く」の下に「第十二条の三第一項において「市街化区域」という」を加える。

二 農用地利用増進事業の実施を通じて促進すべき農業構造の改善に関する目標

第四条第五項中「除く」の下に「第十二条の三第一項において「市街化区域」という」を加える。

二 農用地利用増進事業の実施を通じて促進すべき農業構造の改善に関する目標

第四条第五項中「除く」の下に「第十二条の三第一項において「市街化区域」という」を加える。

4 市町村は、第九条第五項の規定による農業委員会の要請に基づき農用地利用増進計画を定める場合において、その定めようとする農用地利用増進計画の内容が当該要請の内容と一致するものであるときは、第一項の規定にかかるわらず、農業委員会の決定を経ることを要しない。

第七条第一項を削る。

第八条中「前条第一項」を「前条」に改める。

第九条を次のように改める。

(利用権設定等促進事業の推進)

第九条 承認市町村は、その区域内に存する農用地について利用権の設定等を受けようとする者から農林水産省令で定めるところによりその作成した農業経営の規模の拡大を図るために計画が適当である旨の認定の申請があつた場合において、その計画が、実施方針に即したものであること、その者の農業経営の改善を促進するため有効かつ適切なものであることその他農林水産省令で定める基準に適合するものであると認められるときは、その計画が適当である旨の認定をするものとする。

第十条中「第七条第一項」を「第七条」に改める。

第十二条第一項中「第四条第二項第三号」を「第四条第二項第四号」に、「第四条第六項の承認を受けた市町村」を「承認市町村」に改め、同条に次の一項を加える。

第六条第一項の認定に係る同項に規定する団体は、農業委員会、農業協同組合及び農地保有合理化法人に対し、農用地利用改善事業に関して必要な助言を求めることができる。

第十二条の次に次の二条を加える。

(委託を受けて行う農作業の実施の促進)

第十二条の二 承認市町村の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合は、その組合員に係る農用地の利用関係の改善を図るために、農業の委託のあつせん、農作業の委託を受ける農業者の組織化の推進等により、委託を受けて行う農作業の実施の促進に努めるものとする。

第十二条の二 承認市町村の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合は、その組合員に係る農用地の利用関係の改善を図るために、農業の委託のあつせん、農作業の委託を受ける農業者の組織化の推進等により、委託を受けて行う農作業の実施の促進に努めるものとする。

(遊休農地に関する措置)

第十二条の三 承認市町村の農業委員会は、その区域(市街化区域を除く)内に存する農地(耕作の目的に供される土地をいう。以下同じ。)が次の要件に該当すると認められるときは、当該農地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及

に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)に対し、利用権の設定等を行いうよう勧奨することができる。

5 農業委員会は、第二項の規定による農用地の実施が必要であると認めるときは、第六条第二項各号に掲げる事項を示して農用地利用増進計画を定めるべきことを市町村の長に対し要請するものとする。

6 都道府県農業会議は、利用権設定等促進事業の推進に資するため広域の見地から農用地の利用関係の調整を行う必要があると認められる場合には、関係農業委員会に対し、資料及び情報の提供その他の協力をを行うように努めるものとする。

7 農業委員会の決定を経ることを要しない。

8 第九条第五項の規定による農用地利用増進計画の内容が当該要請の内容と一致するものであるときは、第一項の規定にかかるわらず、農業委員会の決定を経ることを要しない。

9 第九条第五項の規定による農用地利用増進計画の内容が当該要請の内容と一致するものであるときは、第一項の規定にかかるわらず、農業委員会の決定を経ることを要しない。

10 第九条第五項の規定による農用地利用増進計画の内容が当該要請の内容と一致するものであるときは、第一項の規定にかかるわらず、農業委員会の決定を経ることを要しない。

11 第十二条の二 承認市町村の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合は、その組合員に係る農用地の利用関係の改善を図るために、農業の委託のあつせん、農作業の委託を受ける農業者の組織化の推進等により、委託を受けて行う農作業の実施の促進に努めるものとする。

12 第十二条の二 承認市町村の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合は、その組合員に係る農用地の利用関係の改善を図るために、農業の委託のあつせん、農作業の委託を受ける農業者の組織化の推進等により、委託を受けて行う農作業の実施の促進に努めるものとする。

13 第十二条の三 承認市町村の農業委員会は、その区域(市街化区域を除く)内に存する農地(耕作の目的に供される土地をいう。以下同じ。)が次の要件に該当すると認められるときは、当該農地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及

び収益をする者がある場合には、その者。以下「遊休農地所有者等」という。に対し、当該農地の農業上の利用の増進を図るため必要な指導をすることができる。

一 その農地が現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれること（農林水産省令で定める事由に該当する場合を除く。）。

二 その農地を含む周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用を促進するため、その農地の農業上の利用の増進を特に図る必要があること。

2 農業委員会は、前項の規定による指導をした場合においても、なお当該指導に係る農地が相当期間耕作の目的に供されないときは、市町村長に対し、次項の規定による勧告をするよう要請することができる。

3 市町村長は、前項の規定による要請を受けた場合において、当該要請に係る農地が引き続き耕作の目的に供されないことが当該農地を含む周辺の地域の農業の振興を図る上で著しく支障があると認めるときは、遊休農地所有者等に対して、相当の期限を定めて、当該農地の農業上の利用の増進を図るべきことを勧告することができる。

4 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた遊休農地所有者等が当該勧告に従わないときは、当該勧告に係る農地の買入れ又は借受けを希望する農地保有合理化法人で農林水産省令で定める要件に該当するもののうちから買入れ又は借受けの協議を行う者を定めて、その者が買入れ又は借受けの協議を行う旨を当該勧告を受けた遊休農地所有者等に通知するものとする。

5 前項の規定により協議を行う者として定められた農地保有合理化法人は、同項の規定による通知があつた日から起算して六週間を経過する日までの間、当該通知を受けた遊休農地所有者等と当該通知に係る農地の買入れ又は借受けの

協議を行うことができる。この場合において、当該通知を受けた遊休農地所有者等は、正当な理由がなければ、当該農地の買入れ又は借受けの協議を行うことを拒んではならない。

6 前項の規定による協議に係る農地を買い入れ、又は借り受けた農地保有合理化法人は、当該農地を第九条第一項の認定を受けた者に売り渡し、又は貸し付ける等により、当該農地の農業上の利用の増進に努めるものとする。

第七十一条中「第七条第一項」を「第七条」に、「前

条第一項」を「第十一条第一項」に改める。
第十五条の次に次の二条を加える。
(農業委員会等の協力)

第六号の一部を次のように改正する。
第三十四条の第三項第二号及び第六十五条の五第一項中「第七条第一項」を「第七条」に、「同項」を「同条」に改める。
(農業振興地域の整備に関する法律の一部改正)
第五条 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第十五条の十五第一項第三号の二中「第七条第一項」を「第七条」に改める。

第一十六条 農業委員会 農業協同組合及び農地保有合理化法人は、この法律その他の法令の定めるところにより農用地の農業上の利用の増進を図るために措置を講ずるに当たっては、農用地の利用増進事業の円滑な推進に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(施行期日)
附則
(地方税法の一部改正)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則第十一条第二項中「第七条第一項」を「第七条」に改める。

(農地法の一部改正)

第三条 農地法(昭和二十二年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

附則第十一条第二項中「第七条第一項」を「第七条」に改める。

(農地法の一部改正)

号の二、第五条第一項第一号の二、第七条第一号の二、第三条第一項第四号の三、第四条第一項第三号の二、第五条第一項第一号の二、第七条第一号の二及び第十九条ただし書中「第七

条第一項」を「第七条」に改める。

第四条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第一二

平成元年六月三十日印刷

平成元年七月一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

C